

令和6年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和6年2月22日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午後 5時10分

◎出席議員（12名）

1番	川上 要一	2番	渋井 由放
3番	高野 泉	4番	荒井 浩二
5番	中山 五男	6番	川俣 義雅
7番	興野 一美	8番	益子 純恵
9番	大金 清	10番	平塚 英教
11番	高田 悦男	12番	鈴木 繁

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
事務局長兼管理課長兼会計室長	小口 正一
会計管理者兼総務課長	谷田 克彦
病院長	宮澤 保春
消防長	車 和則
次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長	大谷 光幸
消防本部次長兼予防消防課長	川俣 寿行
病院事務長兼医事課長	梅山 裕隆
病院総務課長	齋藤 浩文
消防本部総務課長	加藤 勇

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口 正一
議事係長	両方 博幸
書記	中村 浩子
書記	齋藤 晋太郎

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 (議案第 1 号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第 4 (議案第 2 号) 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第 5 (議案第 3 号) 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第 6 (議案第 4 号) 南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第 7 (議案第 5 号) 南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第 8 (議案第 6 号) 令和 5 年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第 4 号) の議決について (組合長提出)
- 日程第 9 (議案第 7 号) 令和 5 年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について (組合長提出)
- 日程第 1 0 (議案第 8 号) 令和 5 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算(第 1 号) の議決について (組合長提出)
- 日程第 1 1 (議案第 9 号) 令和 6 年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議

決について

(組合長提出)

日程第12 (議案第10号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び
負担の方法について (組合長提出)

日程第13 (議案第11号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予
算の議決について (組合長提出)

日程第14 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（鈴木繁） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、今年1月1日に発生し、甚大な被害をもたらした能登半島地震で亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷をささげたいと思います。

ご起立願います。

黙祷。

[黙祷]

○議長（鈴木繁） お直りください。ご着席願います。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。

組合長。

○組合長（川俣純子） おはようございます。令和6年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は、みぞれからちよつと雪になってきて、足元の悪いところではありますが、皆さんと共に議会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には既にご案内のことと思いますが、本日は議会のお昼休み休憩を利用して、ペットボトル水平リサイクルに関する協定の締結式を実施する予定であります。この協定は、組合、那須烏山市、那珂川町、サントリーグループによる共同の取組でありまして、協定によりペットボトルリサイクルの一層の推進が図られます。循環型社会形成の一助となることを期待するものであり、議員の皆様におかれましても、締結式にご列席いただき、立会いをお願いしたいと思います。改めてのご協力をお願い申し上げます。

また、先ほど、能登半島の方の地震につきまして、皆さんに黙祷していただきありがとうございます。市町とも同じように人員の派遣をさせていただいたり、水の供給とかいろいろところで補助をさせていただいていますが、まだまだ、復旧ができるかというのは大変な状況であります。これは本当に、端にある小さな市町を大切にさせていただけたのかなというのが大きなことだと思っております。

昨年、私も、道路の安全安心を推進する会で発言をさせていただきましたが、どうしても中央に行く道路は早くできますけれども、末端はなかなかしてもらえないということを訴えさせていただきました。こういうところから声を上げていくことが必要だと思います。やはり、回復するにも、その後の発展をもたらすにも、全て道路というのは大切だと思いますので、今後のそういうご協力も必要だと思っております。

さて、本日の定例会であります。執行部から提出いただきました議案は11件であります。条例改正5件、一般会計及び病院事業会計に係る令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算でございます。また、2名の議員より一般質問通告があり、先ほど申し上げました協定の締結式もあるという、非常に過密な日程となっております。

何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会の開催の挨拶とさせていただきます。

○議長（鈴木繁） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき、議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木繁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に4番、荒井浩二議員、5番、中山五男議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鈴木繁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年8月、人事院勧告に基づいて、国において一般職の職員の給与に関する法律及び地方自治法が改正され、国家公務員及び地方公務員に対する在宅勤務等の手当の支給が規定されたことに伴い、組合条例に所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） では、議案第1号について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、在宅勤務等手当について規定するものでありまして、2件の条例を一括で改正するものであります。

議案書の1ページをご覧ください。第1条は、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の改正で、新旧対照表内、第2条第4項は、手当の種類に在宅勤務等手当を追加

するもの。第11条第2項第2号は、通勤回数を考慮して通勤手当を減額する職員に、在宅勤務等手当を支給される職員を追加するものであります。第11条の2は、在宅勤務等手当について新たに規定するもので、第1項は、在宅勤務等手当の支給対象について、住居等において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、組合規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員とするもの。

2ページに続きます。

第2項は、在宅勤務等手当の支給額について、月額3,000円とするもの。第3項は、規則への委任について規定するものであります。

続いて、第2条は、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正で、新旧対照表内、第10条第1項は、特定任期付職員に支給される手当の種類に在宅勤務等手当を追加するもの。第11条第1項は、専門的一般任期付職員に支給される手当の種類に在宅勤務等手当を追加するもの。第2項は、人事院勧告に基づいて、専門的一般任期付職員に係る給料表を改正するもの。第12条第1項は、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員に支給される手当の種類に在宅勤務等手当を追加するもの。

3ページに続きます。

第2項は、人事院勧告に基づいて、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員に係る給料表を改正するものであります。

最後に附則になりますけれども、第1項は施行期日を令和6年4月1日とするもの。第2項は規則への委任について規定するものであります。

以上で、議案第1号に係る補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 内容については、主な改正点は、在宅勤務等手当の、働き方を、職員に係るっていうんですか、これは職員のうちの光熱水道費等の負担を軽減するためというふうに読んでいいんですかね。居住等において一定期間以上継続して1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間ですら全部を勤務することを命ぜられた職員ということで、月額3,000円を追加すると。

ただし、勤務手当の調整があるというような参考資料での説明がありました。具体的に申

しますと、これは施行日が4月1日からになっていますので、テレワーク関係ですね、一定期間以上、正規の勤務時間の全部を在宅勤務ということで命ぜられる職員、その可能性の、職種というか、そういうものはどういうものに当たるのかということについて、説明をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 質問にお答えいたします。

今回の在宅勤務等手当の設定の趣旨等につきましては、先ほど議員からありましたとおり、在宅勤務に係る経費の負担軽減ということでございます。

実際、これが適用される職員、職種ということでのご質問でありましたけれども、組合の場合には消防、病院、衛生センター等、どうしても施設に職員が出勤しなければその業務を果たせないということもありますので、そういった職種についてはなかなか向かないのかなというふうに考えております。となりますと、おのずと事務局等の事務職員のみがそういう対象になるのかなというふうに、今のところは想定してございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 分かりました。

それで、月額3,000円が支給される場合には通勤手当の調整をするということなんですけれども、通勤手当を引かれちゃうと、その分プラスマイナスゼロになってしまうのではないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。調整の中身について。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

通勤手当の調整の内容ということになるんですが、詳しくはこの後、規則をまず定めることにはなりますけれども、条例のほうで言いますと、組合規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務を命ぜられた職員ということになりますので、10日という考え方なんですけれども、単純に計算しますと、1か月当たり20日程度の出勤日数なので、10日というのはその半分、半分を超えて在宅である場合には通勤日数が少な

いので調整するというような趣旨になってくるかと思えますけども。先ほど言った20日のうち10日、半分を超えてということになりますので、組合につきましては自家用車通勤の方が多いため、そこも通勤手当を調整することになるんですが、先ほど言った2分の1を出勤しないということで、通勤手当の2分の1、50%を減額するような調整になるかと考えております。

以上です。

○10番（平塚英教） 了解。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

4番、荒井浩二議員

○4番（荒井浩二） 今回の総務課長からの答弁でおおむね理解したんですけども、現在どれぐらいの職員さんで対応された方がいるのか。先ほど、あまりいないとおっしゃっていただんですけど、今後の働き方って広域の中で変わってくる可能性があるのか。議会事務局でも、小さい子供がいる職員さんもいたりするんですけども、そういったところで対応が進むのかということをお伺いしたいのと、あと、11条と12条で、給料表があって、今、専門職員と一般任期付短時間勤務職員の給料表の改定があるんですが、2つ見比べても増額の幅がちょっと違うかなと思ったんですけども、これってどういった根拠があるんですか。お伺いします。

○議長（鈴木繁） 2点でよろしいですか。

○4番（荒井浩二） はい。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） まず1点目、在宅勤務等手当の対象職員というような考え方かと思うんですけども、詳しくは先ほど言ったように、規則でこれから規定していくことになっていきますけども、働き方改革であるとか、柔軟な働き方とかというような言われ方を最近しますけれども、そういった環境の中で、基本的には先ほど言ったとおり、難しい職種を除いては全て対象としている形になるかと思えます。

それと、2点目の給料表の中の、任期付職員の給料の内容でありますけども、専門的一般任期付職員につきましては、特に給料表につきましては、再任用職員の給料月額とすることとしておりますので、そちらを基に改正を行っております。

続いて、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員につきましては、通常の行政職の職員の、例えば1級の1号の月額、2級の1号の月額ということで、各級の1号給の給与月額を規定しているものでございます。

以上です。

○4番（荒井浩二） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 確認なんですけど、命ぜられた職員ということですから、命ずるわけですね。すると、どういう基準で。今回のようにコロナがあったから、これは来てもというだけじゃなくて、どんなようなことがあったらテレワーク、というふうに命ずるのかですね。その基準というか、それははっきりされておりますか。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

先ほどの荒井議員へのお答えにもかぶりますけれども、柔軟な働き方とかそういった部分では、本人の希望とか家庭の事情等に合わせて、在宅等勤務ができるような形には、今後また規則で規定していきたいとは考えております。

ちょっと具体的に例を申しますと、単純に本人がしたいからということだけではなくてですね、小さいお子さんがいるとか、介護の必要な親族がいらっしゃるとかいったことで、なかなか家庭で仕事をしたほうが効率がいいというような場合には、本人の申請に基づいて、所属等でその後決定をしてという形でいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 本人の希望というのもかなえられるというようなことですね。それと、これがはやったのはコロナの対応とかそういうようなことが主だったのかなというふうに思うんですけども、そういうときにももちろんなんだけど、本人の希望によって、働き方改革でもってこれを進めると、こういうのが基本ということで、再度確認なんですけど、よろしいですね。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お答えいたします。このテレワークとか在宅勤務、はやり出したのは、先ほど議員がおっしゃったとおりコロナ禍での対応という部分かと思えます。しかし、その後、現在におきましては働き方改革の一環ということで推し進めようというのがこの施策でございますので、それは同様に対応していきたいということでございます。

以上です。

○2番（渋井由放） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年人事院勧告において示された「多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組」の一環として、国家公務員の夏季休暇取得可能期間が拡大されたことに伴い、同組合においても国家公務員と同様の措置を講ずるため、組合条例に所要の改正を行うものであります。

議案書をご覧ください。特別休暇の種類、日数等を定めた別表第1のうち、夏季休暇を取得できる期間を改正するもので、業務の事情により、現行の7月から10月までの期間に夏季休暇を消化することが困難であると認められる職員については、始期を6月からとし、夏季休暇を取得できる期間を1か月拡大するものであります。附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日と規定するものであります。

以上、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 現在のですね夏季休暇の取得の実績、これは平均しますと何日ぐらい取得されてるのでしょうか。1点だけお伺いします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 質問にお答えいたします。

夏季休暇の取得の実績ということでございますけども、今年度、令和5年度の実績で申しますと、病院の医師の方で、数名ですが6日間取りきれずに4日とか5日という方がいらっしゃいますけども、それ以外の職員につきましては、全員6日間の夏季休暇を取得されてございます。

以上です。

○5番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正
について

○議長（鈴木繁） 日程第5（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第3号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体が徴収する手数料の額のうち、全国的に統一して定めることが特に必要なものについて、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」を基に条例で定めることとされています。

この政令に定める手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として3年ごとに定期的な見直しが行われておりますが、令和5年12月、物件費の増加等を考慮し、政令の一部が改正されたところであります。

本案は、これに伴い、組合条例について所要の改正を行うもので、主な改正点は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、及び、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所について設置許可の申請に係る審査手数料の額を改定するものであります。

詳細につきましては、予防消防課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） それでは議案第3号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

消防法において、危険物施設を設置、又は位置・構造等を変更しようとする者は、市町村長、当組合管内においては組合長、に許可を受けなければならないとされており、その許可を受ける際、又は工事の完成検査を受ける際には、当組合消防手数料条例により、手数料を納めることとなっております。

今回の改正する部分について、説明いたしますので、新旧対照表、並びに別添の参考資料も併せてご覧ください。

まず第1条であります。地方自治法第227条の規定は、普通地方公共団体に限定されるもので、当組合は特別地方公共団体にあたることから、準用規定であります同法第292条の規定により準用する旨を新たに加え、適正なものとなるよう改正するものであります。

次に、主な改正となります。手数料の額についての改正であります。改正する部分は、新旧対照表別表の「手数料を納付すべき者」で、(2)消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所等の設置の許可を受けようとする者のうち、製造所の区分における、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請の際の手数料額の引き上げでございます。改正後の金額は、新旧対照表及び参考資料の1別表のとおりであります。

その「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」であります。参考資料の2、タンクイメージ図の図1をご覧ください。危険物施設の中で屋外タンクにおいて危険物を貯蔵タンクで貯蔵しているものを「屋外タンク貯蔵所」といいまして、そのうち危険物の貯蔵量が最大1,000キロリットル以上のものを「特定屋外タンク貯蔵所」といいます。更に、その中でタンク上部の屋根が貯蔵量により液面とともに上下する浮き屋根があるのが、今回対象となる「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」であります。

また、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所とは、図2のとおり、貯蔵量は浮き屋根式と同様であります。タンク上部に固定された屋根があり、その下に液面とともに上下する浮き蓋があるのが、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」であります。

なお、当管内におきましては、どちらの危険物施設も存在しておりません。

次に、その他の改正につきましては、適切な仮名使いとなるよう文言を整理するものであります。

最後に附則ですが、政令の施行日に合わせ、令和6年4月1日を施行期日とするものであります。

以上で、議案第3号に係る補足説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） この手数料は、消費税が含まれているのでしょうか。それとも非課税というか、消費税は入っていないのでしょうか。1点だけ。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 非課税でございます。

○2番（渋井由放） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 日程第6（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第4号 南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年5月に改正されました地方自治法において、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することが可能になる旨が規定されたことに伴い、組合条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 議案第4号について、補足説明を申し上げます。

今回の改正でありますけれども、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるよう規定するものであります。

議案書1ページ、新旧対照表をご覧ください。

表内の第2条第1項は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に係る給与の種類に勤勉手当を追加するもの。

第4条第2項及び第15条第2項は、本条例第25条の改正に伴う整理を行うものでございます。

第15条の2第1項は、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について、新たに勤勉手当の支給対象となること。

2ページに続きます。

第2項は、勤勉手当の支給に当たり、フルタイム会計年度任用職員の任期を6か月以上とみなす取り扱いにつきまして、期末手当の規定を準用することを規定するものでございます。

第25条第2項は、パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当の支給に当たり、任期を6か月以上とみなす取り扱いについて、フルタイム会計年度任用職員に係る規定と同様とすることを規定するものでございます。

第25条の2第1項は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について、新たに勤勉手当の支給対象とすること、及び基準日前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての報酬月額を勤勉手当基礎額とすることを規定するものであります。

第2項は、勤勉手当の支給に当たり、パートタイム会計年度任用職員の任期を6か月以上とみなす取り扱いについて、前条の期末手当の規定を準用することを規定するものであります。

最後に附則でありますけれども、附則第1条は、施行期日を令和6年4月1日とするもの。附則第2条は、本条例改正に関連して、南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでありまして、新旧対照表内、第2条第4号、及び、3ページに続きまして、第6条の2第1項は、地方公務員法の引用条項について整理を行うもの。第7条第2項は、基準日において育児休業を取得しているパートタイム会計年度任用職員に対しましても、基準日前6か月以内に勤務実績がある場合は勤勉手当を支給できるよう規定するものであります。附則第3条は、規則への委任について規定するものでございます。

以上で、議案第4号に係る補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今、ご説明があった条例の改正についてなんですけれども、勤勉手当を支給するということなんですけれども、まず一つ、勤勉手当の支給のやり方というのはこれから内規で定めていくものなのかということと、また、勤勉手当の準用に関する説明もあったんですけれども、その金額的なものあれというのは、フルタイムと、パートタイム会計年度職員と、一般の職員の方でそれぞれ違う割合というか、そういう料率みたいなのが決まるんでしょうか。ちょっと分からないので、確認させてください。

○議長（鈴木繁） 2点ですね。

総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

勤勉手当の支給方法ということが1点目かと思うんですけども、こちらにつきましては、正職員と同様に、同じ時期に支給になることと考えております。

また、支給の割合という金銭的なお話かと思うんですが、先ほどのことと同様に、細かくは規則で定めていくことにはなるんですけども、正職員の支給がですね期末手当と勤勉手当合わせて4.5月かと思いますので、それが上限になりまして、その範囲内で支給の割合を決めていくことになろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今ので概ね理解できたんですけども、4.5か月以内の範囲内で決まる、そういうような格好。常にフルでもらえるのではなくて、それ以内で決めるような内規、評価のシステムがあるという理解でいいですか。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

一応、4.5月というのは期末手当と勤勉手当両方を合わせてという割合でございますけれども、そのうち勤勉手当分について、正職員と同様の率というのが一応上限になりまして、その中で、今後、規則で割合を定めていきたいと考えてございます。ちょっと、今の時点ではちょっと何月分にするとかをはっきりお答えできませんけれども、一応、そういう考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 会計年度任用職員ですが、勤勉手当が支給されるということはい

いと思うんですけども、期末は金額が決まってるのかという話もあったんですけども、再任用職員というのがいるんですよ。それと、会計年度任用職員というのもあるんですよ。再任用というのは、正職員が退職した後、任用職員としてお勤めになる。会計年度任用職員というのは、1つは、正職員なのか正職員じゃないのかというのがまず聞きたいというのが1つ。それと、これは、他にお勤めになって会計年度任用職員に応募して採用される、こういうことでお勤めになるというふうに思うんですけども、その点でフルタイム会計年度任用職員というのと、パートタイム会計年度職員、フルタイムというんですから、これは朝始まったときから5時15分までですか、フルタイム。パートタイムというのはその間の何時間というような契約の下に、会計年度で働くというふうな規定なんじゃないかな。その辺を、ちょっと、そもそもの話で申し訳ないんですが、認識を取るためにご説明をお願いできればと思います。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

まず、再任用職員につきましては、議員おっしゃられたとおり、退職した方がもう一度雇用されてということでの職員でございます。扱いとしては正職員と同様の扱いになっていきます。

続いて、会計年度任用職員につきましては、正職員に含まれるのかどうかということですが、こちらは含まれないということでございます。

フルタイムとパートタイムの違いでありますけれども、議員おっしゃられたとおり、フルタイムにつきましては正職員と同じ時間数、7時間45分を勤務するものでございます。パートタイムにつきましては、そのうちの何時間かということで、時間数短時間で勤務ということでございます。

以上です。

○10番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） そもそもよく理解できないので、これがいいとか悪いとかというよ

りも、基本的に、申し訳ないんですが教えていただくというか。

まず、期末手当と勤勉手当を合わせて上限が4.5か月だというのはよく理解できます。実際に、じゃあ期末手当が何か月で、勤勉手当が何か月で、4.5か月になるのかということ。そして、その勤勉手当ということ自体が一体どういうものなのか。どういう評価をして、人事評価ですね、そういうシステムがあって、どんな評価の中でそういうふう決めていくのかと、こういうところを教えていただければと。教えていただくというのも言い方が申し訳ないんですけども、勉強させていただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

まず、支給割合の件でありますけども、先ほど申しましたとおり、これから規則のほうで決めていくこととなりますので、現時点で正確に何か月分とは、ちょっとお答えを控えさせていただきますと思います。ただ、先ほどからも繰り返しになりますが、期末手当と勤勉手当を合わせて4.5月分の範囲内ということで考えてございます。正職員の支給割合が上限というような形でございます。

それと、勤勉手当の支給に当たりましてということで、評価とかというお話がありましたけれども、やはり勤勉手当でございますので、その名のとおり勤勉に勤めれたかどうかを判定しなければなりませんので、人事評価という仕組みの中で、基準日前6か月、どのように勤務されたかを評価して、決めて、支給していく形になっていくものでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 職員については、期末手当及び勤勉手当を今まで出されていると思います。例えば、昨年度はどういう割合で出されましたか。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 正職員の期末勤勉手当の割合ということでよろしいのでしょうか。

○2番（渋井由放） はい。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 申し訳ありません、ちょっと今、数字が頭に入っておりませんで。

○2番（渋井由放） 後で結構です。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お願いします。

○議長（鈴木繁） では、その質問に関しては、後で答弁をお願いします。
渋谷議員、よろしいですか。

○2番（渋井由放） いいです。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。
5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 1点だけお伺いしたいと思います。この会計年度任用職員の職員数なんですが、これから提案されます一般会計の24ページを開きますと、会計年度任用職員数は8名であります。それが全て短時間勤務の職員ですね。あとは、病院会計のほうにも、予算書の10ページのほうに同じく載っているんですが、ここには会計年度任用職員が6名、そのほか短時間勤務職員が42名と、ほとんどが短時間勤務なんですが、この短時間勤務職員も今回の勤勉手当の対象になるのか、この1点だけお伺いします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

勤勉手当の対象ということでありまして、今回はフルタイム、パートタイム関係なく、どちらの会計年度任用職員も勤勉手当の支給対象となるものでございます。

以上です。

○5番（中山五男） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第4号 南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

【休憩】（午前10時49分）

【再開】（午前11時00分）

◎日程第7（議案第5号）南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部
免責に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

日程第7、議案第5号 南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第5号 南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年5月に改正された地方自治法に基づき、令和6年1月に地方自治法施行令が改正されたことに伴い、当該改正箇所を引用している組合条例中の条ずれを措置するものであります。

議案書をご覧ください。

第2条において引用している地方自治法施行令第173条第1項第1号について、3条分繰下げになったため、第173条の4第1項第1号と改めるものであります。

附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日と規定するものであります。

以上、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

本議案につきましては、地方自治法第292条の規定により準用される同法第243条の2第2項の規定により、監査委員の意見を聴くことになっております。

つきましては、文書にて回答をいただいておりますので、ただいまから配付いたします。

〔書記が資料配付〕

○議長（鈴木繁） ただいま配付しましたが、本件につきましては、議長名で本条例案に対する意見を求め、監査委員からは異議ありませんとの回答をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第5号 南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8（議案第6号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決について

◎日程第9（議案第7号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について

◎日程第10（議案第8号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について

○議長（鈴木繁） 日程第8、議案第6号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決について、日程第9、議案第7号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について、及び日程第10、議案第8号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決についての3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子）　ただいま一括上程されました議案第6号、議案第7号及び議案第8号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第6号　令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ5,344万2,000円減額しまして、予算総額を25億2,445万8,000円とするものであります。

歳入歳出について、主なものを説明いたします。

まずは歳入につきまして、分担金及び負担金においては、地方交付税算入額の確定により399万3,000円を減額。使用料及び手数料においては、350万円を減額。国庫支出金においては、循環型社会形成推進交付金の額の確定により1,569万7,000円を減額。繰入金においては、基金充当先の事業の年度内執行が見込めないため、3,177万5,000円を減額。繰越金においては、前年度繰越金の確定により452万9,000円を増額。組合債においては、消防債の確定により300万円を減額するものであります。

次に、歳出につきまして、総務費において、物価上昇等に起因する職員健康診断委託料の増及び財政調整基金への積立てにより522万7,000円を増額するもので、また、衛生費においては、人件費の精査や、斎場費、し尿処理費及びごみ処理費における電気料の減、一般廃棄物処理施設整備費における事業の執行が見込めないことにより、委託料の減などで5,664万1,000円を減額するものであります。

消防費においては、人件費の精査、工事請負費に係る事業費の確定により202万8,000円を減額するものの、那須烏山消防署非常用自家発電設備改修工事に係る事業費の確定により、特定財源である地方債を減額するものであります。

続いて、議案第7号　令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更についてであります。議案第6号の歳入で説明したとおり、地方交付税算入額の確定に伴い、負担金の額及び負担の方法を変更するもので、組合規約第13条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

続いて、議案第8号　令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、電気料の精査及び令和4年度に設置しました自動火災報知機設備に係る耐用年数の変更に伴うものであります。そのため、収益的収入及び支出をそれぞれ4,315万7,000円減額するとともに、資本的収入及び支出につきましては、本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,127万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,127万5,000円で補填するものとする。」

に改め、支出を18万6,000円増額するものであります。

以上、議案第6号、議案第7号及び議案第8号について説明をいたしました。詳細につきましては、議案第6号、議案第7号については管理課長から、議案第8号については病院総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） それでは、命によりまして、議案第6号令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決について及び議案第7号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更についてに関する詳細説明をいたします。

初めに、議案第6号であります。今回の補正予算は、人件費の精査や地方交付税算入額の確定のほか、年度末を迎え各種事務事業の確定や見込みがついたものなど、最終的な調整を行い編成したものであります。

一般会計補正予算（第4号）の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ5,344万2,000円を減額し、予算総額を25億2,445万8,000円とするものであります。

3ページをご覧ください。

第2表、地方債補正では、事業費の確定に伴い地方債を300万円減額補正するものであります。

続いて、事項別明細書に従って説明いたしますので、6ページをお開き願います。

2の歳入となります。1款、分担金及び負担金では、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことに伴い補正するもので、1項2目、衛生費負担金、1節、保健衛生費負担金では、病院費負担金で448万1,000円の減、斎場費負担金で8万9,000円の増、節全体で439万2,000円減額するものであります。

2節、清掃費負担金では、し尿処理費負担金で4万4,000円の増、ごみ処理費負担金で8,000円の減、節全体で3万6,000円増額するものであります。

3目の消防費負担金では、36万3,000円増額するものであります。

2款、使用料及び手数料、2項1目、衛生手数料では、し尿処理手数料で10万円、ごみ処理手数料で320万円それぞれ減、目全体で330万円減額するものであります。

2目、消防手数料では、危険物施設設置許認可手数料の申請状況件数に鑑み、20万円減

額するものであります。

3款、国庫支出金、1項1目、衛生費国庫補助金では、循環型社会形成推進交付金の確定により1,569万7,000円減額するものであります。

5款、財産収入、1項1目、財産貸付収入では、自動販売機設置施設賃貸料を6,000円減額するものであります。

7款、繰入金、1項2目、保健衛生センター施設整備基金繰入金では、3,625万6,000円の減額、3目、病院事業整備基金繰入金では、病院費に対する交付税減額分の補填として448万1,000円増額するものであります。

8款、繰越金では、前年度繰越金の確定により452万9,000円増額するものであります。

10款、組合債、1項1目、消防債では、事業費確定に伴い、消防施設整備事業債が確定したため300万円を減額するものであります。

続きまして、3の歳出について説明いたします。8ページをご覧ください。

2款、総務費、1項1目、一般管理費では、物価高騰に起因し職員健康診断委託料で140万3,000円の増、事務用パソコンリース料等の事業費確定に伴い40万円の減、目全体で100万3,000円を増額するものであります。

2目、財政管理費は、公会計システムハードウェア更新事業費の確定に伴い37万3,000円の減、財政調整基金への積立金として459万7,000円の増、目全体で422万4,000円を増額するものであります。

3款、衛生費、1項2目、斎場費では、電気料の精査により、光熱水費を150万円減額するものであります。

2項1目、清掃総務費では、児童手当で54万円減、保健衛生センター施設整備基金への積立金で6,720万円増、目全体で6,666万円を増額するものであります。

2目、し尿処理費では、処理用薬剤の購入単価の減や使用量の減により、消耗品費500万円減、電気料の精査により、光熱水費で2,800万円減、目全体で3,300万円を減額するものであります。

3目、ごみ処理費では、会計年度任用職員に係る人件費の精査に加え、9ページをごらんください。

電気料の精査により、光熱水費で4,000万円減、庁用器具の購入で10万円増、目全体で4,178万6,000円減額するものであります。

4目、一般廃棄物処理施設整備費では、候補地適地性地質・用地測量調査業務委託が未執行となったことに伴い4,709万1,000円の減、基金利子の確定による積立金で7万

6,000円増、目全体で4,701万5,000円減額するものであります。

4款、消防費、1項1目、消防総務費では、人件費の精査に加え、電気料の精査により、光熱水費で100万円減、那須烏山消防署非常用自家発電設備改修工事費の確定に伴い295万9,000円減、目全体で202万8,000円減額するものであります。

10ページから14ページは給与費明細書となっております。

15ページをご覧ください。

こちらの調書は、令和5年度中に借り入れた地方債に係る前々年度末、前年度末、令和5年度中の増減、令和5年度末の現在高等を表したものになります。

以上までが議案第6号の説明となります。

続きまして議案第7号に移ります。議案第7号をご覧ください。

今回の補正により、那須烏山市の負担金額が399万3,000円の減、15億3,117万6,000円となり、市町合わせた負担金の総額を23億1,256万8,000円とするものであります。

以上で、議案第6号 令和5年度一般会計補正予算（第4号）並びに議案第7号 令和5年度負担金の額及び負担の方法の変更についての詳細説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） それでは議案第8号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）に関する詳細説明をいたします。

補正予算書の1ページ目をご覧ください。

まず、第3条につきましては、収益的収入及び支出の補正になります。収入支出とも4,315万7,000円減額し、合計を31億2,184万3,000円とするものであります。

次に、2ページ目をご覧ください。

第4条につきましては、資本的収入及び支出の補正となります。本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,127万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,127万5,000円で補填するものとする。」に改め、支出を18万6,000円増額し、合計を6億1,476万3,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、6ページをご覧ください。

まず、6ページの収益的支出のご説明をいたします。1款1項3目の経費のうち光熱水費につきましては、当初予算で燃料費の価格高騰に伴う電気料金の高騰を見込んでいました

が、国による電気・ガス価格激変緩和対策の措置等が行われた結果、執行額が予算額を大幅に下回ることが見込まれましたので、不用額が生じたことから4,500万円を減額するものであります。

次に、4目の減価償却費のうち附属設備減価償却費につきましては、令和4年度に実施いたしました、自動火災報知設備更新の耐用年数について、当初、15年で積算していましたが、財政融資資金の借入時に8年ということで指摘がありまして、179万円を増加するものであります。また、耐用年数の短縮に伴いまして企業債の償還年数も短縮されますので、1款2項1目うち、企業債利息について5万3,000円、7ページの資本的支出、1款2項1目、企業債償還金を18万6,000円増額補正するものであります。

なお、収入につきましては、支出を踏まえ入院患者数を見直しまして、業務予定量の年間患者数を1,098人減、4万8,312人としまして、入院収益を4,315万7,000円減額するものであります。

以上で議案第8号に係る詳細説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示してください。

質疑はありませんか。

11番、高田悦男議員。

○11番（高田悦男） 一般会計補正予算書でお尋ねをいたします。9ページ、那須烏山消防署非常用自家発電設備改修工事の内容と減額の理由ですね、2つ教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） ご質問の自家発電設備の改修工事について、お答えいたします。

本工事はですね、既存の自家発電設備が、現状2時間程度の稼働しかなかったものを72時間以上の稼働にするべく、増設タンクを工事したものであります。工事の内容につきましては、900リットル程度のタンクの増設をさせていただきました。

減額の理由でございますが、当初、予算計上時には、原材料、人件費等の高騰の折という

ことでかなり大きな見積りが出ていたんですけども、あとは内容の精査によって、安価なタンクで済むような形で努力させていただいた結果、このような事業費で済んだというものになります。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 高田悦男議員。

○11番（高田悦男） そうすると、改修工事によって3日間の運転が可能になったということですね。この発電機は、多分、高圧かなと思うんですが、普通の低圧発電機とは違うんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 通常の高圧でございます。ディーゼル型でございます。

○11番（高田悦男） 了解。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 補正予算に関して一通りご説明いただいたんですが、ちょっと確認したい点がございます。

まず、一般会計補正の6ページで、歳入のほうでごみ処理手数料が減っているんですけども、これは何か修繕に伴うような収益の減少なんですか。故障とかがあったので、これに関するものなのか、そこを確認させてください。

あと、歳出のほうでちょこちょこあるのは、例えば、8ページの3款、衛生費、1の清掃総務費の1番上の児童手当、あと、これは消防のほうにもあると思うんですけども、この児童手当って、何かその職員さんの子供が減ったりとか、どういうあれで減っているものなんですか。そこを確認させてください。

○議長（鈴木繁） 2点でよろしいですね。ごみ手数料と児童手当の件ですね。

○4番（荒井浩二） はい。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 最初の質問、ごみ処理手数料の減についてお答えをいたします。

ごみ処理の手数料の減は、ずっとこれまで、数年間ごみの減が続いておりまして、そういった傾向になっているんですが、やはり今年度、特に減ったのは、事業系というよりは家庭系の持ち込みが減になったというところがございます。休日搬入、相変わらず件数はあるんですけれど、やっぱりそれほど量は持ち込まれていないのかなというふうな感じがいたしております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 私のほうから、児童手当の件についてお答えをさせていただきます。

児童手当、人件費に関してなんですけれども、予算編成上は前年度の体制で予算を計上いたします。その後人事異動等がありまして、その関係でお子さんのいない方に動きがあった関係で、児童手当が補正になってしまうという状況でございますので、ご理解お願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木繁） 荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 児童手当の件は理解できました。

衛生手数料のごみ処理手数料のほうなんですけれども、改めて確認させていただきたいんですが、今回の修繕に関するものではないということと、年々、手数料が減っているということで、320万円だと思うんですけれども、これはやっぱり、近年のリサイクルだったり、そういうのもあると思うんですが、人口減少というのも要因として関わっているんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） おっしゃるとおりで、人口減によるところが大きいと思います。加えて、企業の皆さん、清掃する皆さんもですね、やはり以前に比べると、ごみがあまり出ないようなことを工夫をされているかなと思います。

それと、一時、なんとなくその断捨離がかなり増えたような気がするんですけど、その断捨離が少し減っているのかなというような気もいたしております。事業系がですね、まだそれほど変わっておりませんので、今のところは家庭系の持ち込み、そのあたり人口減あたりが一番大きいのか、この傾向はしばらく続くのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 主に人口減少に関わるものが大きいということなんですけれども、こういったものというのは、今度、衛生センターが新しいものを新設するに当たって、やっぱりちゃんと考慮されていくものなんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） ごみですね、施設整備の段階になりますけれど、令和2年度と3年度に、ご案内のとおり、ごみ処理施設についての基本計画がつけられました。あちらでも、やはり今までの減傾向も踏まえて、今後の人口減も踏まえて、減少傾向で見込んでいるところでございます。そこがさらに減ってくる可能性はあるんだと思います。その辺りはですね、基本計画ですとか、この後の基本設計とか、そういうところで、度々こうやって見直しをして、一番いい数字にしていくんだらうというふうに理解してございます。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑ありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 一般会計の関係で、6ページですね。国庫支出金というところで、衛生費国庫補助金が1,569万7,000円減額ということで、その中身を見ますとです

ね、循環型社会形成推進交付金というのは、1,569万7,000円減っているんですが、これはどういう、事業が思った以上に認められなくて、その分、交付金を減らされたのか。あるいは目標に満たなかったので国からのその補助金が削られたのか、この辺の内容についてご説明をお願いします。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 衛生費国庫補助金、今回、減額となりまして、1,569万7,000円についてのご質問でございます。

こちらは、令和4年度と5年度と、両方とも当初予算に計上させていただきまして、地元の理解が得られない限りは執行しないよというお話をいただきながら、予算だけは措置させていただいたというものでございます。

こちらの歳入がですね1,569万7,000円減収になった根拠と申しますのは、めくっていただいて9ページにですね、衛生費の中で施設整備事業の中に、委託料で、候補地適地性地質・用地測量調査業務委託、こちらが4,709万1,000円、計上してございました。この3分の1の金額が、今ほどお話あった1,569万7,000円となっております。この地質・用地測量調査を、まだ地元の理解が得られませんでしたので、執行をいたしませんでした。その分が減になりましたので、こちらの補助金についても削減になったということでございます。

○10番（平塚英教） 3分の1ね。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） そうです。

○10番（平塚英教） 分かりました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第6号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。よって、議案第6号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11（議案第9号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算

の議決について

◎日程第12（議案第10号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について

◎日程第13（議案第11号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について

○議長（鈴木繁） 日程第11、議案第9号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、日程第12、議案第10号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について及び日程第13、議案第11号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決についての3議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま一括上程されました議案第9号、議案第10号及び議案第11号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第9号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について説明いたします。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、国内の経済情勢は緩やかに回復しているものの、組合を構成する関係市町は依然として厳しい財政状況にあること、組合の財源の多くが関係市町の負担金で賄われていることなど十二分に理解し、組合において創意工夫をもって、事務のさらなる効率化に努める必要があります。

令和6年度予算につきましては、厳しい財政状況を再確認し、効率的、効果的な事業推進を目指して事務事業の見直しを図り、予算編成に取り組んだところであります。

令和6年度一般会計予算の総額は、前年度予算と比較して3,140万円減の、歳入歳出をそれぞれ24億8,570万円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。分担金及び負担金は、関係市町からの負担金でありまして、前年度比2,570万3,000円減の22億9,085万8,000円とするものであります。

使用料及び手数料は、前年度比140万円減の5,026万4,000円。県支出金は、前年度比78万5,000円減の557万8,000円。繰入金は、前年度比1,766万8,0

00円増の1億1,536万2,000円。繰越金は、前年度同額の500万円。組合債は、前年度比660万円減の330万円。国庫支出金は、1,784万9,000円を皆減とするものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

はじめに、衛生費は病院事業への負担金、補助金のほか、斎場費、し尿処理費、ごみ処理費などの運営経費と、一般廃棄物処理施設整備費などで、前年度比3,795万6,000円減の15億1,314万2,000円とするものであります。

次に、消防費は、車両整備計画に基づく車両更新などで、前年度比756万9,000円増の8億2,905万3,000円とするものであります。

歳出全般で経常経費の削減に努めたところや、電力会社の乗換えに伴う効果などにより、予算総額の縮減が図られたものであります。

続いて、議案第10号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、令和6年度の関係市町の負担金の額及び負担の方法について、組合規約第13条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第11号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について説明をいたします。

自治体病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、自治体病院を取り巻く環境は、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい状況が続いております。

このような環境の中で、那須南病院は、救急医療の確保、高度医療の推進、へき地巡回診療等に積極的に取り組み、地域住民が安心して医療を受けられる環境整備並びに効率的な病院運営に日々努めているところであります。

令和6年度の予算ですが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万9,275人、外来で7万8,416人と見込み、その確保に全力を傾けてまいります。

次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益、病院事業費用をそれぞれ32億2,000万円とするものであり、前年度に比べ約1.74%、5,500万円の増となっております。

また、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を3億4,465万3,000円、資本的支出を4億6,695万8,000円とし、収支不足額の1億2,230万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填するものであります。

以上、予算の概要を説明申し上げましたが、那須南病院は、本地域唯一の2次医療を担う病院群輪番制病院であり、本地域に欠くことのできない病院であることを十分にご理解いただき、今後ともご支援のほどよろしく願いいたします。

以上、議案第9号、議案第10号及び議案第11号について説明をいたしましたが、詳細につきましては、議案第9号、議案第10号につきましては管理課長から、議案第11号については病院総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） それでは、命によりまして、議案9号令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について及び議案第10号令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法についてに関する詳細説明をいたします。

はじめに、議案第9号であります。一般会計予算書の2ページをお開きいただきたいと思っております。

第1表、歳入歳出予算、令和6年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億8,570万円として、前年度に比べ1.2%減で、金額的には3,140万円の減額となります。

4ページをお開きいただきたいと思っております。第2表、地方債については、災害対応無人航空機の購入に伴い、起債の目的として、消防施設整備事業を充てて、限度額を330万円とするものであります。

6ページをお開きいただきたいと思っております。歳入歳出予算事項別明細書に沿って説明いたします。

1款、分担金及び負担金、1項1目、総務費負担金では事務局の運営経費で、前年度より859万2,000円増の9,878万2,000円とするものであります。

2目、衛生費負担金では3,851万4,000円減の13億6,048万9,000円とするものであります。

増減の主なものを説明いたします。

一般管理運営費補助金は、人件費の増によるもの。病院費負担金は、県補助金の減により、217万1,000円増の6億9,532万9,000円。斎場費負担金は、電気料の負担が減になったものの、工事請負費の整備項目の追加により130万4,000円増の3,520万8,000円。し尿処理施設、ごみ処理施設においては、斎場費と同様に、電気料の負

担減により、し尿処理費負担金は3,976万円減の1億5,881万6,000円。ごみ処理費負担金は、222万5,000円減の3億7,135万1,000円とするものであります。

一般廃棄物処理施設整備基金費負担金は、前年同額の9,000万円とするものであります。

3目、消防費負担金では、人件費の増、消防債の償還開始などにより421万9,000円増の8億3,158万7,000円とするものであります。

1款、分担金及び負担金の合計は、2,570万3,000円減の22億9,085万8,000円となり、歳入総額の約92.2%を占めることとなります。

2款、使用料及び手数料、1項1目、衛生使用料では、斎場使用料として前年度同額の750万円とするものであります。

2項1目、衛生手数料では、し尿処理手数料及びごみ処理手数料として、ごみ搬入量の減などで120万円減の4,256万4,000円とするものであります。

2目、消防手数料では、危険物施設設置許認可手数料として20万円減の20万円とするものであります。

3款、県支出金、1項1目、衛生費県補助金では、病院群輪番制病院運営事業補助金で、補助単価の引下げに伴い78万5,000円減の557万8,000円とするものであります。

7ページをご覧くださいと思います。

4款、財産収入、1項1目、財産貸付収入では、自動販売機及び施設の賃貸料で6,000円減の26万7,000円とするものであります。

2目、利子及び配当金では、各基金や債券に係る利息として、4款2項1目、物品売払収入及び5款1項1目、一般寄附金についてはそれぞれ科目存置とするものであります。

6款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金では、消防費における車両更新の財源としたことから550万円増の2,550万円とするものであります。

2目、保健衛生センター施設整備基金繰入金では、令和5年度第4号補正で精査を行い不用となった、し尿処理施設及びごみ処理施設の電気料を基金に積立てをし、令和6年度で各施設の維持管理の財源とすることから1,816万8,000円増の8,986万2,000円とするものであります。

8ページをお開きいただきと思います。

7款、繰越金、1項1目、繰越金では、前年度同額の500万円とするものであります。

8款、諸収入、1項1目、過年度収入及び2目、弁償金は、科目存置とするものであります。

す。

3目、雑入では、資源物売払単価の高騰などによる増や、栃木県消防防災航空隊へ消防吏員を派遣することに伴う航空隊運航調整交付金などで327万5,000円増の1,506万3,000円とするものであります。なお、航空隊運航調整交付金は令和6年度から令和8年度までの3年間、組合に交付されるものでございます。

9款、組合債、1項1目、消防債では、消防施設整備事業債で災害対応無人航空機、いわゆるドローンを購入・整備するもので、660万円減の330万円とするものであります。国庫支出金は、皆減とするものであります。

続いて、歳出について説明いたします。9ページをご覧ください。

1款、議会費、1項1目、組合議会費では、議員各位の報酬、事務経費となります。なお、隔年実施の議員視察研修を実施予定としたため、34万3,000円増の174万3,000円とするものであります。

2款、総務費、1項1目、一般管理費では、正副組合長等の報酬や、事務経費に加え、事務局職員が1名増の10名と想定していることから、1,041万9,000円増の1億430万3,000円とするものであります。

11ページをお開きいただきたいと思います。

2目、財政管理費では、予算書等の印刷代、公会計システムの保守、委託料やリース料、公会計システムハードウェア更新事業の終了により217万円減の309万9,000円とするものであります。令和6年2月1日付の新聞報道にもありまして、令和6年度、指定金融機関である足利銀行に対する公金の窓口収納、振込手数料が有償化となることが想定されることから、公金取扱手数料として新たに55万5,000円を計上していることを補足いたします。

12ページをお開きいただきたいと思います。

2項1目、監査委員費では、監査委員2名分の報酬、令和5年度と同額の10万円とするものであります。

3款、衛生費、1項1目、保健衛生総務費では、在宅当番医制事業委託料は前年度と同額で、那須南病院に対する負担金・補助金が減となったことに伴い、461万8,000円減の7億1,069万3,000円とするものであります。

2目、斎場費は、斎場の管理運営に要する経費であり、電力供給会社の見直しにより電気料で減となりましたが、委託料において、施設の供用開始から約20年が経過していることから、施設の延命措置を講ずることを目的とした建物劣化調査業務委託料を計上し、工事請負費の火葬設備定期改修工事において、通常整備に加え、換気ファンの整備を追加すること

から480万4,000円増の4,624万2,000円とするものであります。

13ページをご覧ください。

2項1目、清掃総務費では、事務経費のほか、保健衛生センター職員が1名増の3名となったことにより、422万9,000円増の2,172万8,000円とするものであります。

14ページをお開きいただきたいと思います。

2目、し尿処理費では、斎場と同様に電気料の減、3年に1度実施の施設の精密機能検査業務委託がなくなることによる減、定期改修工事において、通常整備に加え前処理施設設備の整備項目の追加や、避雷器等の設置工事整備など工事請負費の増がありますが、1,522万2,000円減の1億5,845万7,000円とするものであります。

15ページをご覧ください。

3目、ごみ処理費では、職員10名分及び会計年度任用職員8名分の人件費のほか、16ページをお開きいただきたいと思います。斎場・し尿処理施設と同様に電気料は減、定期改修工事において、通常の点検整備に加え今後計画的に実施する焼却炉内の耐火物補修や不燃物バンカ室シャッター修繕工事整備などで、711万7,000円増の4億5,283万4,000円とするものであります。

4目、一般廃棄物処理施設整備費は、職員2名分の人件費のほか、委託料で、第2期循環型社会形成推進地域計画策定業務、し尿処理施設建設候補地選定調査業務、一般廃棄物処理施設整備基金積立金など、3,426万6,000円の減、1億2,259万2,000円とするものであります。

17ページをご覧ください。

5目、敦賀市民間最終処分場対策費では、裁判打合せ、出廷旅費、訴訟事務委託費で前年度同額の59万6,000円とするものであります。

18ページをお開きいただきたいと思います。

4款、消防費、1項1目、消防総務費では、消防職員の98名分の人件費をはじめ、消防車両などの維持経費、各種手数料、負担金、給与改定に伴う人件費増、組合のほかの施設同様、電気料の減、工事請負費の事業終了による減、栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金の減により、407万5,000円減の8億1,167万2,000円とするものであります。

21ページをお開きいただきたいと思います。

2目、消防施設整備費では、消防車両等の更新、災害対応無人航空機の追加整備により1,164万4,000円増の1,738万1,000円とするものであります。

5款、公債費、1項1目、元金では、4件の償還終了と1件の償還開始により、967万

円減の2,891万9,000円とするものであります。

2目、利子では、6万5,000円増の34万円とするものであります。

3目、公債諸費では、科目存置として1,000円を計上するものであります。

6款、予備費では、前年度同額の500万円とするものであります。

以上が、一般会計の歳入歳出の詳細となります。

22ページから29ページは給与費明細書、30ページは債務負担行為に関する調書、31ページは地方債に関する調書、32ページは負担金明細書となります。

また、別冊の令和6年度一般会計当初予算の概要は参考資料となりますので、ご高覧をお願いしたいと思っております。

以上までが議案第9号の説明となり、続きまして、議案第10号に移ります。

○議長（鈴木繁） 説明の途中で申し訳ないんですけども、一回、この第10号の議案詳細説明は、午後お願いしたい、時間の関係で。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） 承知しました。

○議長（鈴木繁） 審議の途中ですが、ここで休憩いたします。
再開は13時30分といたします。

【休憩】（午前12時00分）

【再開】（午後 1時30分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

8番益子純恵議員から早退の届けがありましたので、お知らせをいたします。

休憩前に引き続き説明に入りたいと思います。

管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） それでは、午前中に引き続きまして、私のほうで詳細説明を続けさせていただきます。

議案第10号をご覧いただきたいと思います。令和6年度における負担金の額及び負担の方法についてご説明申し上げます。資料といたしましては、A4横の表をご覧いただき

いと思います。

この表は、一般会計当初予算における1款分担金及び負担金の詳細となり、連動するものであります。

那須烏山市の負担金計は、地方交付税分を含め15億1,784万8,000円となり、令和5年度当初に比べ1,732万1,000円の減となりました。那珂川町の負担金は7億7,301万円となり、令和5年度当初に比べ838万2,000円の減となりました。

負担金の合計は22億9,085万8,000円となり、令和5年度当初に比べ2,570万3,000円の減額となったところであります。

以上で、議案第9号 令和6年度一般会計予算並びに議案第10号 令和6年度負担金の額及び負担の方法についての詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 続きまして、議案第11号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算に関する詳細説明をいたします。

まず、予算書の1ページ目をお開きください。

第1条につきましては、総則となっております。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、病床数は前年と同じく150床、年間患者数を入院で対前年比で0.27%の減、4万9,275人。外来を対前年比4.2%の増、7万8,416人を予定しております。外来患者の増加につきましては、透析診療日の増加によるものです。

また、主要な建設改良事業は、有形固定資産購入事業として1億3,403万1,000円、施設整備事業として6,150万9,000円を定めるものであります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用をそれぞれ32億2,000万円とするものであり、前年度に比べ約1.74%、5,500万円の増としております。

次に、2ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出の予定額となっております。資本的収入を3億4,465万3,000円、資本的支出を4億6,695万8,000円としまして、収支不足額の1億2,230万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条につきましては、企業債の限度額を、医療機器整備事業は1億2,750万円に、施設整備事業を5,860万円としております。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円に、第7条及び第8条につきましては、流用に関する事項を定めております。

第9条は、一般会計からの補助金を1億7,376万5,000円としまして、第10条は、たな卸資産の購入限度額を4億4,860万5,000円にそれぞれ定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得で、2,000万円以上の有形固定資産を定めるものであります。令和6年度は医療機器の更新を予定しております。事業費は、マルチスライスCTシステム一式が6,600万円、オートクレーブ2基で3,590万円としまして、予算措置は、予算第4条の資本的支出の第1項、建設改良費のほうに計上しております。

それでは、予算明細についてご説明いたします。27ページのほうをご覧ください。

初めに、収益的収入になります。1款1項1目の入院収益につきましては、16億559万8,000円で、110万5,000円の減額となっております。これは診療日数の減が主な要因となっております。なお、病床利用率のほうは、一般病床及び療養病床ともに90%を見込んでいます。

2目の外来収益は9億2,991万7,000円であり、約7.8%、6,753万7,000円の増となっております。こちらは、先ほど外来患者数で説明いたしましたように、人工透析の診療日を月、水、金の2クールに、火、木、土の1クールを追加する予定としていること、また、訪問看護ステーションの設置を予定していることなどにより増額としております。

3目のその他医業収益は8,949万円で、室料差額収益、人間ドック及び診断書等の作成料等を計上しております。新型コロナワクチン接種による収益やPCR検査の受託料等の減により減額となっております。

続いて、4目の他会計負担金は1億6,977万5,000円で、国の繰出基準に基づき一般会計からの繰入金となっております。

28ページをご覧ください。続いて、2項1目の受取利息配当金、こちらは預金利息となります。

次に、2目の他会計負担金、3目の他会計補助金は、一般会計からの繰入金でありまして、3目の他会計補助金の減額は医師確保に要する経費の非常勤勤務医師数の減及び公立病院改革の推進に関する経費の皆減によるものであります。

4目の補助金は、へき地巡回診療事業補助金等となります。

5目、患者外給食収益は、職員等への食券売払い収入、6目、長期前受金戻入は、償却資産の取得のために交付された補助金に係る減価償却費分を収益化したもので、現金の伴わない収入となります。

続いて、29ページの7目、その他医業外収益は、自動販売機、売店設置手数料収入のほか、病児保育事業の受託料収入等によるものです。

3項1目の過年度損益修正益は、科目存置となります。

続きまして、支出についてご説明いたします。30ページをご覧ください。

1款1項1目、給与費は、19億1,477万7,000円で3.7%、6,843万1,000円の増となっております。これは、前年度の当初予算人数に対して医師を2名増、看護師1名減、事務職員及びフルタイムの会計年度任用職員をそれぞれ3名増員及び令和5年度人事院勧告に基づく給与、手当の改定が主な要因となっております。

2目の材料費は、診療に必要な薬品、診療材料費、給食材料費であり、4億2,256万3,000円、前年比で287万6,000円の増としています。

3目の経費につきましては、病院機能の維持に必要な消耗品、光熱水費、修繕費、委託料の費用で5億9,305万9,000円で7.6%、4,902万2,000円の減額となっております。これは電気料の減額が主な要因となっております。

続きまして、34ページをお開きください。

4目の減価償却費につきましては、1億7,367万9,000円で8.7%の増、1,394万6,000円の増額となっております。これは、令和5年度実施の屋上防水及び外壁改修工事による建物分が大きな要因となっております。

5目の資産減耗費は820万6,000円、6目、研究研修費は914万5,000円、7目の長期前払消費税償却が945万7,000円、8目の雑支出に50万円を計上しております。

次に、2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の利息で1,039万9,000円を計上しております。

2目の患者外給食材料費は354万9,000円としております。

続いて、36ページ、3目の雑損失、4目の消費税は前年同額としております。

5目の看護師確保経費は420万円で、看護師修学資金返還金に係る経費で免除者2名分となっております。

3項1目の過年度損益修正額、4項、予備費は、前年度と同額を計上しています。

以上が収益的収入及び支出の予算明細となります。

続きまして、37ページをご覧ください。こちらが資本的収入及び支出となります。

1款1項1目、企業債は、医療機器整備事業及び施設整備事業の財源として充てるもので、1億8,610万円、45%の減、1億5,230万円の減額となっております。減額につきましては、令和5年度に実施しました屋上防水及び外壁改修工事費の減額が主な要因とな

っております。

2項1目、他会計負担金、1億5,855万2,000円で、一般会計からの繰入金となります。

3項、長期貸付金返還金は、科目存置となります。

続いて、38ページをご覧ください。こちらは支出になります。

1款1項1目、有形固定資産購入費は、1億3,403万1,000円、34.7%増、3,454万7,000円の増額となっております。これは第11条で説明いたしました医療機器のCTシステム及びオートクレーブ、高圧蒸気滅菌器機の更新が主な要因であり、その他、医療用の洗浄機、個人用多用途透析装置の更新分なども計上しております。

次に、2目、施設整備事業費は、6,150万9,000円で75.6%の減額となっております。先ほどの企業債で説明しましたとおり、令和5年度の事業の減額が主な要因となっております。なお、令和6年度の施設整備につきましては、電話設備及び医療ガス設備供給元の更新工事を行う予定です。また、高圧引込設備が耐用年数を超過しており、更新の時期とされておりますことから、令和7年度の更新に向けて設計業務等の委託料を計上しております。

次に、2項1目の企業債償還金は、2億6,577万8,000円で、前年度比914万4,000円の増としております。令和5年度借入金額の増によるものであります。

3項、投資は564万円で、前年比840万円の減としております。看護師確保のための修学資金貸付金は、継続者5名、あと新規2名に対する貸付金を計上しております。

以上が資本的収入及び支出の明細説明となります。

なお、4ページ以降は予算に関する説明資料でありますので、省略させていただきます。

以上で、議案第11号に係る詳細説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しくください。質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 一般会計のページ数で言うと17ページです。17ページの委託料のところ、し尿処理施設建設候補地選定調査業務委託料ということで書かれているんですが、実は昨年11月29日に行われた全協において、し尿処理施設策定の進捗状況というのが報告されました。これによりますとですね、検討委員会がそのときまでに4回開かれて、

1 1月29日の全協以降、5回目、6回目、6回目というのは令和6年の1月から2月という事で開催時期が書かれてあるんですが、そうすると、私は今日の議会にその報告というのが出されるのではないかというふうに思っていたんです。それは業務経緯のところにも書かれているんですね。令和4年、5年度において策定していると書いてあります。ということで、それがどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 進捗状況ということでございますが、その後、12月25日に第5回を開催いたしまして、第5回まで終わってございます。第6回が近々、3月上旬に開催するという進捗状況になっています。あと1回を残すというところです。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） そうすると、計画よりも遅れているということになりますね。1月から2月に6回目が開かれると書いてあるんですが、3月にずれるということで、どうして遅れているのかなと思うのと、先ほど予算書の17ページというふうに言いましたけれども、ここでね、し尿汚水施設建設候補地選定調査と書いてある。ということは、候補地を選定するということでしょうか。その前にどういうやり方をするのかというのを決めなければならないと思うんですが、それはどこで決めるのでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 遅れている、委員さんの、なかなか日程がつかなかったものですから、3月になってしまいますが、年度内には完成するというふうな予定で進めております。

17ページ目にあります、こちらのし尿処理施設の候補地選定の調査業務委託、まず、これの内容でございますが、その前に、もう一度、中間報告の内容を確認いたしますが、あの時点で5つの方式、河川放流方式を3つと下水道放流方式を2つ提示させていただきまして、金額的に見れば、下水道放流でやって、助燃剤化するのが経済的には一番安かったのですが、皆さんの声もありますし、環境を重視しようというようなことだったものですから、

下水道放流と、その上で堆肥化をしていこうじゃないか、そういった方向が濃厚でございました。堆肥化するために、水処理方式は生物学的脱窒素処理方式を採用する、そういうような検討状況でございました。第5回の委員会が終わってもなお、やはりそういうような検討状況でございました。環境政策を重視して、皆さんの声もあるので、堆肥化をしようじゃないかと。ただ、水処理方式については合理的な経済性の高い下水道放流方式をしようじゃないかと。下水道放流と堆肥化というふうな方向で今現在進んでいるところでございます。

新たなですね、こういうような方向で進んでいるところでございますので、今後は、来年度になってからは、この圏域に4つの公共下水道の最終処理場があります。その最終処理場の一体どこに接続するか、どこに放流するか、放流先を決定するというのが一つ。その放流先を決定して、放流先につなぐまでの候補地をどこにつくるのか。一般的に下水道、末端に行けば行くほど大きな口径になりますから、その一番大きな口径のところ、例えば烏山と言うと、野上あたりからが一番太い口径になるんです。あの辺りに接続ができる場所を選んで、造る候補地を選定する、そういった業務を予定しているということでございます。

今年度中、令和4年度と今年度で粗方、その下水道の処理の方式が決まっていますので、来年はそういったことで接続先を決定する、候補地を決定するというような作業をいたしたく、この予算としているものでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） そうすると、報告にはなかったんですけども、下水道放流方式ということで、ほぼ決まりかけているというふうに捉えていいんでしょうか。それで、もし下水道放流方式だったら、候補地といたって、今の下水道システムにつなぐわけですから、そんなに遠くを選定する必要はないんで、こんなたくさんのお金は必要じゃないと思うんですけども、この委託料というのはどのぐらいを予定しているんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） まず、その前提となるお話ですが、これまで第5回まで委員会を重ねてまいりまして、概ねこの下水道放流方式で行くと思われています。最後の委員会を残すのみですが、概ねそれで行くというものを前提としたこの予算となつてございます。

それと、建設候補地の予定ですが、下水道の一番太い本管の部分まで、恐らく技術的などころで、本管まで何メートルという限界というのは特にはないんですね。本管につつながなく流せることができれば、多分、1キロでも2キロでも離れていても、多分、つなぐことはできるんだと思います。そのエリアというと、延長掛ける幅になりますので、結構な広さになると思います。もちろん、それ以前に、4つの候補地の中のどれを選ぶのかという基礎的な調査ももちろんしなければいけない。そういう基礎的調査をした上で接続先を選んでいて、さらにどこ辺りに造ろうじゃないかという候補地を選定していくという作業になりますので、結構な調査料になるというようなことでございます。

今現在はここに計上しています1,397万円という額の中の1,000万円少々ぐらいをこの候補地選定の業務で使うことになるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑ありませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） まず、今の川俣議員の続きになりますけれども、この建設候補地の調整案、業務ということでございます。これは、私が仮に思う話ですからあれなんです、下水道につなぐということは、下水道にお金を支払う、こういうふうになるわけですね。例えば、那須烏山市の下水道は、一般会計からとんでもないお金を入れています。これから人が増えていくわけじゃないから、もっともっと毎年毎年、入れるお金が増えてくるだろう。ところが、企業会計化されるものですから、まあ、赤字覚悟というか、赤字か黒字かはっきりする。そういう意味で、私は那須烏山市、那珂川町は全部調べていませんが、赤字か黒字か、多分、同じような状況ではないのかなと。

そうしますと、一般会計から下水道を助けるために入れているお金をこの下水道の処理をすることによって、し尿処理のお金を回すことができる。そうすると、下水道に入れている一般会計が助かる、こういう流れになるのではないのかなということで、これの検討をするときに、1か所にしたほうが設備とかそういうのは楽ですが、将来に渡って、那須烏山市と那珂川町が下水道の維持まで含めて、どっちがいいんだと、そういうようなところの、一応、一般質問でもやりますが、しっかりと下水道のほうともよく話し合いをしながら、那珂川町、那須烏山市でしっかりと総合的に考えてもらう必要があるのではないのかなと思うんですが、下水道なら下水道だけとか、し尿処理はし尿処理だけというんじゃないかと、ちっちゃ

いんだから、そういうことをしっかり効率よく、将来にわたってやるためには、そういうお金が必要ではないのかなというふうに思うわけでございますが、その点はいかがですか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 一般質問においてご質問いただいていることにはかなり近いと思うんですけど、まず、下水道料金のお話が出ましたので、前回の中間報告の際、皆さんに資料をお配りさせていただきまして、その資料の中の後半、23ページのところなんですけど、さっきちょっと申し上げたみたいな費用比較をしながら、そこに下水道使用料についても載せさせていただいてあります。先ほど申し上げた、おおむねこれで決まりだろうという、方針の5番目、下水道放流して生物学的脱窒素処理方式で処理をして堆肥化をする。助燃剤よりは高いんですけども、堆肥化をすればした場合に、施設整備費が44.7億円かかり、運営費が38.8億円かかる。結構、運営費が高い、設備費もちよっと高いというところがあります。これが当面だろうと。

これについても、下水道の使用料についても、横の同じところに大体書いてございまして、20年ぐらいで9,600万円ぐらい、単年度で500万円弱ぐらいの水道料金が入るかなというふうなことを想定して、皆さんにご覧になっていただいているところだと思います。

下水道について、し尿処理の施設について、いろいろな手法があるというお話は先日も中間報告のときにお話をいただきました。それ以前からもいろいろお話いただいていると思うんですけど、そういったところは委員会を置いて、やはり十分にそれを踏まえて検討してまいりましたので、そちらについての内容を含んだ上での締結になるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 私が聞こえるのは、一つのところに処理施設を造るという方法と、那珂川町と那須烏山市で別々に造るという方法とあるのかなと思うわけです。そういう中で、1つに造ったほうが効率がいいよというのは分かるんですけど、下水道を将来的にも維持するためには、2つに造ったほうがいいのではないのかなと、そういうような考えもあるんですけど、どうでしょうかねというような話なんです。いかがですか。そういう検討をしていただけますか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 前回、第5回の委員会を1月25日にしたんですけど、やはりそういったお話が出まして、皆さんの意見がこういう意見があるということを踏まえ、私どものほうでもそういうお話を申し上げたところなんです。費用比較についても、やはりうまくいっているものがあればというお話だったので、我々としても費用比較したものをご提案したんです。先ほど申し上げた、1つの施設として1市1町、圏域で実質やった場合、例えば建設費が44.7億円になるんですけど、2施設にした場合には59.01億円になる。維持費に関しては、1施設を維持した場合に38.8億円なんですけれど、2施設維持した場合、51.3億円になる。そういった経済的なものの比較をまず申し上げて、やはり経済的な比較上は、メリットは、どうしても広域施行にしたほうがメリットがあるだろうということと、あと、委員会でやはり話が出たというか、いろいろお話になったのが、交付金の件でございました。どうしても今ですね、こういった各種補助金をいただくのに、交付金計画をつくったりして、それを認可していただいて補助金をいただいているということでございます。この環境省の補助金の場合ですと、一般廃棄物に関する計画をつくって、その上で施設整備基本構想なんかをつくって、その交付金をもらうための地域計画、5年間の計画をつくってということをやっておりますが、これがやはり市町施行にした場合には、そういった計画を新たにつくっていかなくちゃならなかったり、そのための時間が必要だったりというようなことで、そういった意味でも、やはりメリットがあるというのは組合のほうだろうというようなことで検討をしてきたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 一般質問でもやりますが、まず下水道、うちのほうはですよ。下水道計画をでかくつくっちゃったもんだから、下水道の敷地がいっぱい余っているんですよ。ですから、下水道の敷地内にどんと造る、そうすれば、国土交通省も下水道の中での処理ということで、国庫補助が2分の1受けられるということです。

それでもう一つ、この前、伊豆の国市に行ったときの、ほぼ那須烏山市と同様のし尿を処理するもの、18億5,000万円だったですかね、幾らか上がったでしょう。20億円と

というのが伊豆の国市から導かれる話なのではないのかなと思うんです。ですから、どこから何十億というのが出てきたか知りませんが、随分、その辺の計算が、もちろん計算の仕方が悪いとか、そういうふうには言いませんが、実情を見てしっかりとできるのかどうなのかなと疑問があるわけなんですよ。その辺、私がどういうふうに、私が勝手に計算しているだけなんで、いや、違うよと言ったらそれまでなんです。私が計算すればするほど、那珂川町と那須烏山市の下水道の施設の内にくっつけたほうが確実に安くなる、こういうふうに思いますので、これは要望しておきますが、再度、その辺、しっかり検討していただければなと、このように思います。いかがでしょう。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 一般質問のことなどご説明いただきますので、下水道の整備については、先ほど来申し上げた方式の5番目です。堆肥化をしたときにはこれだけかかるというようなものを皆さんにご配付申し上げたと思います。広域で施行した場合に、そのお金がかかるというものでした。市町になった場合の計算というのは、私どもとコンサルタントのほうで計算をしてやった数字になっています。どうしても一つのを造るのに小さくしての、サイズを半分にして、半分の経費で済むわけでは決してなくて、やっぱり一つのを造るといって、相応のお金がかかると。その計算方法で「0.6乗則」なんだそうですが、いろいろ教えていただいて、そういう計算方法でやると、なんで小さくてもこれだけお金がかかるんだと、なぜかというふうになるんだというふうな数字が得られたところがございます。一応そのような計算はしてございます。

それと、伊豆の国市のお話、おっしゃるとおりで、伊豆の国市は、多分経費を安くできているのだと思います。あちらについては、大きいところでは堆肥化等をしていないということと。資源化をしていないということと、あとは、脱水率が普通は70%以下に絞らなくちゃいけないんですけど、あちらは80%だったと。そういったところで、数的にかなりこうシンプルな形にして、結局は単独費、合併特例債でやられたやり方だったというふうに記憶してございます。やはりそのところ、やり方の違いで、結構な金額の差が出るかなと思ってございます。引き続き次回委員会でも、そちらのところは再度検証していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑ありませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） せっかくなので、ちょっと細かいこともあるんですけども、教えてください。

まず、一番最初に一般会計予算書の8ページの8款諸収入のほうで、原子力発電所事故賠償金が計上されているんですけども、これは廃目されないのは、また再度、放射線量を確認されると支払いがあるからとか、そういう理由ですか。ちょっとそこに関して教えていただきたいのと、16ページの衛生費のほうなんですけど、これはショベルローダー使用料及び賃借料とあるんですが、ショベルローダーの再リースとあって、参考までに教えていただきたいんですけども、現在、重機のほうはどれぐらいリースしていて、所有しているものというのはいくらあるんでしょうか。そこをちょっと教えてください。

それと、20ページの4款、消防費のほうで、真ん中のほうで無人航空機登録講習機関講習とあって、ここに講習53万2,000円とあるんですけど、これは何人の講習、受講者を予定しているのか教えてください。

それと、次の21ページの4款消防費のほうで消防施設整備費があって、備品購入費です。こちらに警防車とか広報車とか、これも備品なんだとちょっと思ったんですけども、ボートトレーラーってあるんですけども、こちらは、警防車、広報車、ボートトレーラー、これは新規ではなく増設というか、そういうようなもので買っているんでしょうか。ボートトレーラーというのはいくらあるのか。ボート何艘ぐらい所有されているのか、もし分かれば教えてください。

あと、以前、説明あったときに聞いたんですけども、災害対応無人航空機、何台購入されるのか教えてください。

それと、次に病院の事業会計予算書のほうで、今年度は訪問看護を11月からやるということでおっしゃっていたんですが、それに関連する経費というものが支出の中で含まれるものがあれば教えてください。その中に車両費が含まれていないのは、今後、多分、開業前の補正か何かで組む予定なのか、それに関して教えてください。

それと、36ページです。こちらに看護師確保経費とあって、こちらは人材の募集のものだと思うんですけども、以前、病院のほうで薬剤師が足りないとおっしゃっていたんですけども、そこに関して解消されたのか、そこに関しての経費、人材の求人サイトとか、そういったものを利用され、そういったものの経費については含まれていないのか。

関連して、34ページの上のほうに薬剤師業務委託料とあるんですけども、これはまた別

のものと考えていいのでしょうか。ここに関して教えてください。

最後に、33ページのこれは病院の予算書なんですけども、33ページの手数料です。こちらキャッシュレス決済手数料が220万円とあります。こちらの詳細について教えてください。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 最初の2つ、まず8ページの諸収入だったと思いますが、こちらは、おっしゃるとおりで、100ベクレル以上の放射能が計測されたときに、ばいじん処理分を保証していただけるというもので、令和4年度中には出ていません。なので、今のところ出る見込みはないということで、ただ絶対ゼロではないので、そういう、おっしゃるとおりだと思います。

その次は、ショベルローダーの再リースです。ショベルローダーは、衛生センターには3台ありまして、フォークが1台あります。ごめんなさい、ちょっとお金は、多分これは1台分だけだったと思いますので、リース扱いはこれ1台だけだというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○4番（荒井浩二） フォークも所有なの。全部リース。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 残りのやつは所有です。

○4番（荒井浩二） 1台だけリースして。

○議長（鈴木繁） 相対でのやり取りは控えてください。

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） それでは、荒井議員からの2点目の質問、20ページになりますが、無人航空機登録講習機関講習というところで、何名かというところで、2名分となります。先日ご指導いただいた夜間飛行と目視外の限定解除をいずれも付けております。

次のご質問であります21ページのボートトレーラーです。こちらは今まで所有がなか

ったもので、ボートトレーラーは新規で購入するというので、その前にある警防車、これを今ある広報車と更新しまして、多目的に使えるようにボートトレーラーを引っ張るとい
う計画でございます。所有している船舶でございますが、組合所有が2艇ございます。もう
1艇あるんですが、こちらは総務省消防庁からの貸与品ということ。先般の台風19号
災害のとき、ボートが2艇あるのですが、なかなか複数の現場に対応できなかったとい
うことで、機動力を上げるために整備させていただくものでございます。

あとはドローンです。今回は1機を購入させていただきます。緊急防災・減災事業債を活
用して、現在、購入させていただいている1機と合わせて2機の整備が完了するものでござ
います。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） まず、訪問看護ステーション設置に伴う経費の部分です。
ちょっと細かくなってしまっていてあれなんです、ページ数とかが食い違って申し訳ないん
ですが、一応今経費で払っているのが、訪問看護ステーションを運用するためのパンフレッ
トの経費、それから訪問看護のソフト使用料、それから消耗品が血圧計とか訪問看護をする
ための吸引器とか、こういったものを計上。それから庁用、事務用備品で、設置しますので、
机とかテーブルとか、そういったものを一応、検討しております。全部で約100万円ぐら
い計上しております。訪問看護ソフト使用料以外は、初期投資というような形で考えていた
だければというふうに思います。

続いて、薬剤の対応です。薬剤は、なかなか薬剤師の確保というのが難しいというのが現
状であります。今、費用面では、先ほどおっしゃった委託料の中、こちらが薬剤師1名分の
派遣委託料の分になっております。現在、薬剤師の正職は2名、派遣が1名、あと会計年度
で半日勤務が1名で、全体では4名という形でやっております。

それから、キャッシュレス決済。キャッシュレス決済の利率というのは、これは業者との
関係もあるので申し上げられないんですが、手数料を220万円という形で金額を計上し
ているものです。おおむね大体収入というのは、診療報酬の3割が個人負担という形になり
ます。その3割に対する30%分ぐらいを見込みまして、220万円という率をかけて、手
数料幾らというのは、ちょっと率は申し上げられないですけど。

○4番（荒井浩二） それは分かります。

○病院総務課長（齋藤浩文）　　そういう形で220万円という金額を計上しております。

○議長（鈴木繁）　　4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二）　　一般会計のほうは、概ね理解しました。

先ほど補正予算のときに、消防のほうで、300万円ぐらいの予算を削減できたというところを聞いて、見積もりを精査して300万円ぐらいの経費を、電気から蓄電池になさったということであって、その話を聞いて、私、結構感動して、言い値で払うだけではなくて、ちゃんと考えて消防さんはやったださるんだなと思って、ちょっと感じたところがあったんですけども、ぜひこの無人航空機の登録機関講習、これは2名受けていただいて、前もこちらで私、提言させていただいたんですけども、ぜひともその方たちの経験と資格を使って、庁内でマニュアルを作って、自分たちで、講習を受けるのは義務じゃなくて、あくまでも実務的にやる。実務経験のためにやるものだと思うんですけども、ぜひともマニュアルを作って、皆さんでその人材を育てていくことによって経費を削減して、そういうシステムの方法もほかの消防さんに広まるような先行事例をつくっていただければと思います。

ボートトレーラーは新規だったということで、了解しました。

病院のほうなんですけれども、車に関する説明というのがあったので、今、病院さんは車って何台持っていらっしゃるんですか。その車を使われるのかということです。

キャッシュレスのほうなんですけど、病院の入院費用だけが払えるんですけど。通院、ちょっとそこに関して、何の支払いに使えるかということを確認させていただければと。カードで払えるというところとかを、ホームページとかで見てもあまり分かりづらい、もしかしら記載があるのかもしれないけど、私は見つけられなかったんで、そういったところをちゃんと利用者の方にも分かるように、病院内とか、各施設だったり、オンライン上に情報を拡張していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁）　　病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文）　　車につきましては、現在ある公用車を利用することで考えております。公用車そのものは、軽トラックを含めまして5台あります。今のところ、日数的にもその中でできるかなということで看護部と調整しております。

それから、キャッシュレス決済のほうの広報の仕方です。こちらのほうのキャッシュレス

決済は、今年度中、2月後半から、3月ぐらいから始まる予定です。3月の頭には完了の予定ですかね。なので荒井議員おっしゃるとおり、広報とかホームページのほうに掲載して、広くアピールしていきたいと思います。

○4番（荒井浩二） 何にでも使えるんですか。

○病院総務課長（齋藤浩文） 一応、カードのほうで使えるのは、入院と外来のほうに使えるようになっております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 荒井浩二議員、答弁漏れですか。

○4番（荒井浩二） はい、そうです。消防の話と。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 講習のマニュアルというようなご指導ということで承りました。今、予防消防課のほうで、運用マニュアルに併せて講習のほうのマニュアルも作っている最中でございます。これからご指導のとおり、消防内部で育成できるようなマニュアルの内容に精査していきたいと思いますので、今後ともご指導のほどよろしく申し上げます。

○4番（荒井浩二） よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 何点か質問したいと思います。

まず、一般会計なんですけど、分からないので用語の中身を聞かせていただければ。8ページの雑入の本文のところに説明がありまして、一番下に栃木県消防防災航空隊運航調整交付金というのが83万円載っていますが、これの説明をお願いいたします。

さらに、消防債のところにも消防施設整備事業債ということで330万円計上されていますが、これはドローン購入と関係ないんですかね。これも中身の説明をお願いします。

先ほどの補正予算のときにも出てまいりましたが、17ページ、償還金、利子及び割引料ということで、循環型社会形成推進交付金返還というのがありまして、486万2,000円というふうにあります。これについては、先ほどの国庫支出金ということで、循環型社会形成推進交付金という項目が載っておりましてですね、これはいわゆる志鳥の山の上に大型焼却炉リサイクルセンターを造るための調査費ということで、候補地の適地性地質・用地測量調査業務委託料というのが4,709万1,000円を減額していますよね。そのうちの3分の1が国からの交付金だったということで、それをつけた予算額でございますが、また、一般会計のほうに循環型社会形成推進交付金返還金486万2,000円が載っておりますが、これはどういう意味なのか説明をお願いいたします。

先ほどの荒井議員の質問の延長になっちゃいますが、無人航空機登録講習機関講習ということで、2名の方が講習に行かれるということですが、これは何か資格を得るための講習なんですか。この間の説明では、動かせるようになったらば、消防隊員内で、いわゆる署内研修というんですか、そういうので動かせる人を増やすんだというような説明だったと思うんですが、その辺、ドローンの機器を今1機持っていて、さらに新しいドローンを購入して災害対応するというのでございますけども、その今後の運航計画というか、それを含めて、機器を動かせる人材をどう育成するのか、その説明をお願いいたします。

さらに、これも荒井議員の話の延長になっちゃうんですが、那須南病院で令和6年度新たに進めている課題が2つありまして、月、水、金が2クルールの透析をしている。そこに火、木、土の1クルールを加えて、透析をより多く進めるということも一つですね。それと、今、荒井議員が言った訪問看護ステーションを、令和6年度の11月までに設置を進めるということでございます。その際に、介護保険を適用するというようなお話なんですよ。そうすると、この病院会計の中で介護保険を適用した場合には、その介護保険から病院のほうに、いわゆる仕事に対する報酬がもらえるというような考え方でよろしいんですか。その辺の財政面の説明をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） それでは、平塚議員から消防に関して3点ご質問があったと思うので、まず第1点は、一般会計予算書の8ページ、栃木県消防防災航空隊運航調整交付金についてですが、こちらは栃木県防災航空隊に隊員を派遣している消防本部に交付されるもので、来年度から1名の派遣を予定しているため、この金額が交付されるというようなものでございます。

○10番（平塚英教） 本年から3年間。

○消防本部総務課長（加藤勇） 予定では、3年です。

2点目です。消防債、こちらは先ほどドローン、無人航空機でご説明しました緊急防災・減災事業債を見込んでおります。

4点目です。無人航空機講習というところで、講習を受けて免許というか、技術認定というものを取得することになっております。これを取得することによって、一定のリスクがある運航をできるようになるんですけども、議員おっしゃるとおり、災害時は航空法の除外がありますので、なくても飛ばせることにはなります。ただし、やはりリスクのある飛行をすることから、正しい知識を専門の方から学んできて、その方が署内で指導者になって、そのような技術を署員に伝授するという意味で、技術認定を持った方を養成していきたいと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○10番（平塚英教） はい。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 人工透析のほうです。先ほど平塚議員がおっしゃいましたとおり、月、水、金の2クール、これは午前と午後というふうになります。ここに火、木、土の、今のところ午前中を1クールという形で予定しております。人工透析につきましては、病床数が10床になりますので、なかなか人数は大幅に増加するというのは難しいところではありますが、患者への対応ができるようにしていきたいと考えております。

それから、訪問看護ステーションの介護保険料の問題です。私も、ちょっと介護保険のほうはあれなんですけど、多分、介護保険のほうから入るような形になると思います。ただし、自己負担のほうもあります。たしか介護保険の自己負担は1割から3割が、所得の階層によってあるのかなというふうに思っております。

もう一つ、訪問看護ステーションの大きな部分の交通費がかかる、そこは自己負担という形で、多分、介護保険にはかからないかなと思います。

大体、介護保険料をこういった形で積算しますと、1回当たりで7,000円から8,000円で、1割負担だと個人負担が800円とか、そういう計算になるのかなというふうに考

えております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 一般会計17ページ、施設整備に係る償還金についてでございます。令和6年度当初予算で486万2,000円の償還をするというものの内容でございますが、こちらは、令和4年度当初予算において、先ほど令和5年度の予算のほうの補正で通していただいた地質調査、測量調査、それにかかる業務を当初予定していたんですが、最後までは執行はできなかったというものでございましたが、これについて、交付金が、やれる場合はやってもらいたいというようなことで、予定として交付されていた、令和4年度中に交付されていたその金額が486万2,000円でございます。この交付金、令和2年から6年までの5か年間での範囲の中で調整をするものがございますが、いよいよ計画が満了に近づいてきまして、実施の見込みが立たないというふうなことも明らかになってきたため、今回精算をするということで、令和4年度にいただいた486万2,000円についてはお返しするという、そういう内容となってございます。

以上です。

○10番（平塚英教） はい、分かりました。

○議長（鈴木繁） ここで暫時をいたします。再開は14時45分といたします。

【休憩】（午後 2時35分）

【再開】（午後 2時45分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

ここで、先ほどの平塚議員の質問に対して訂正がありますので、病院総務課長より発言を許可します。

○病院総務課長（齋藤浩文） 大変申しわけありません。先ほど平塚議員からご質問のあ

りました介護保険の請求ですが、国保連合会の方に事業者は請求書を出しています。私、市に出していると言ってしまったんですが、誤りでした。申し訳ありません。

よろしくをお願いします。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） それではまず、議案第9号の一般会計予算からお伺いをしたいと思います。冒頭に事務局長からの説明があったところもあるんですが、もうちょっと私も詳しくお伺いしたいところがありまして、何点か質問申し上げます。

まず、10ページ、一般会計の委託料、合わせますと911万5,000円ほど計上してあるんですが、その中の新しい事業として法制執務研修業務委託費、組合ホームページ改修業務委託費が新たに今年の予算で計上されているんですが、これらについて内容の説明をお願いしたいと思います。

次は13ページ、事務局長の説明で半分分かったようなところですが、火葬場の火葬設備定期改修工事、これは毎年毎年、去年は800万円でした。今年は1,212万2,000円と、毎年1,000万程度の改修工事費がかかっているんですが、これからも継続してこれほどかかるのかどうか。なぜこれほど、1,000万円単位の、火葬場で改修が必要なのか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

次に14ページ、し尿処理費施設定期改修工事、それと避雷器等設置工事を合わせると4,661万8,000円の計上になっています。工事費がこれほどかかるわけなんです、工事費ですから、これは請負費ですね。そうしますとチェック表の作成、その辺のところはどこに委託してるのか。委託料がないですよ、これはまさか、事務局職員がこれほどの新たな設計書が積算できるはずないなと思って、この辺のところを併せてお伺いをしたいと思います。

次に、16ページの不燃物バンカ室シャッター修理工事、この辺の関係で1億4,814万7,000円と、大変な額を計上されているんです。これについても同じような説明をお願いしたいと思います。

次、11号議案、令和6年度の病院事業会計からお伺いをしたいと思います。

5ページを開きますと、収益的支出の中に病院会計の給与費がありますね。合わせて19億1,477万7,000円と計上されています。しかし、9ページの給与費明細書を見ますと、そこには、給与は合わせて17億9,838万2,000円と。双方の額でちょっと

開きがあるんですが、この整合性についてお伺いしたいと思います。

それと、20ページを開いていただきたい。私は企業会計というのはさっぱり理解できないものですからお伺いしたいのですが、この貸借対照表の中で、資本の部の利益剰余金、合計16億8,133万1,000円。これはマイナスですよ。これは、これまでの病院会計の不足金の合計ということなんでしょうか。これについてお伺いをしたいと思います。

それで、前もって質問項目を出さないでいて申し訳ありませんが、あと二、三質問したいと思うんです。

先ほど同僚議員からも質問があったんですが、27ページに訪問看護の件が出ています。訪問看護の収入の中で、賃金が、私、これはちょっと安過ぎるような気がするんです。訪問看護は4人×7,100円の97日となっていますが、1日、日当7,100円というのは、少々、看護師さんにしては安過ぎると思うんですが、これは8時間労働でない、毎日二、三時間の労働だから7,100円ということなんでしょうか。この辺のところをお伺いしたいと思います。

それと、38ページを開いていただきたいと思います。建設改良費の中の施設整備事業費とありますね。今年は6,100万円ほどある。去年は2億5,000万円ほどで、比較して1億9,000万円ほどマイナスになっておりますね。実は、私は、この病院の改修については継続して大規模改修を継続するものと全く私思ってたんです。ところが今年は僅か6,200万円ほどになってしまったんですが、この大規模改修についてはどう考えているのか。ひととおりの病院改修はあと何年を要するのか。およそ何年なのかこれについてお伺いをしたいと思います。

それともう一つ、すみません。病院会計は一般会計から億単位の交付金か何かで負担をしているわけですが、要するに一般会計から那須南病院の負担金の合計、私が計算しましたら、課長、これは7億90万7,000円かと思ったんです。「700907」です。ですか、課長さん。いいですか。「700907」です。ではないかと思ったんですが、これは私の計算で間違いないかどうか、確かめていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） ではまず、私から質問にお答えさせていただきます。

一般会計は10ページ、一般管理費の中の委託料の部分でありますけども、まず、質問が

ありました法制執務研修業務委託料であります。こちらにつきましては、研修につきましては、塩谷南那須ブロックで研修協議会を組んでそちらで実施しているわけでありますけれども、そのほか組合独自の研修といたしまして今回、法制執務の研修を予算化したものでございます。

内容といたしましては、条例や規則等々、そういったものの作成に当たり必要な知識やスキルを得るといような内容でございます。なかなかそういった場面に相対する組合員が少ないものですから、研修で組合員のそのようなスキルアップをということの考えで予算化したものでございます。内訳といたしましては、法制執務は27万5,000円ほどを見込んでございます。

2つ目の組合ホームページ改修業務委託料でございますが、組合のホームページをご覧になっていただければ分かるかと思いますが、市とか町とか他の自治体と比べますと、なかなか見栄えがしない状況でございまして、ページとしての発信力も弱い、また、ページを見に来た方が記事を見つけづらいということも伺っておりますので、今回改修をしていきたいというものでございます。組合のホームページにつきましては、今のものは作成してから10年ほどたちますので、そういったこともありまして、今回、改修をということでございます。金額といたしましては108万円ほどを見込んでございます。

それと、3つ目の質問ですが、斎場の火葬設備の定期改修工事の件でございます。令和5年度の800万円に対して、今回1,200万円ということで大きく増えた内容でありますけれども、火葬炉の中の排気ファンの設備一式を交換するもので、およそ600万円ほどを見込んでおりまして、こちらの金額が増えている内容となっております。

定期改修工事につきましては、毎年定期的に交換するものもありまして、そのほかに損耗の具合を見て、改修の計画を立てながら工事をしているような状況でございます。そのため、その年度によって工事費には増減がございまして、概ね1,000万円前後の形で財政負担があまりないように調整をしながら計画を立てて実施を予定しているところでございます。

私からは以上です。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 私からは一般会計14ページ、まずはし尿処理の工事についてお答えいたします。

し尿の工事費につきましては、今年度、こちらにあります4,661万8,000円を計上させていただきました。この内訳でございますが、例年、定期的にメンテナンスをしております。

ます定期改修工事です。定期改修工事については、概数でございますが約3,900万円を予定しています。

それともう一つ、説明の中で書かせていただきました避雷器等の設置工事。こちらにつきまして約760万円、この2本の工事としてやらせていただく要求をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、し尿処理施設につきましては各種の総手入れ、ポンプの手入れ、配管の修繕等々を定期的にさせていただいております。来年、し尿についてはポンプなんかをやっていますので、3年に一度にですね修繕する部分も多くなるということで、金額がちょっと増えてございます。前処理施設の設備の点検修繕等、計装機器の点検修繕、2項目が3年に一度のものとして入ってきました。ドラムスクリーンですとか、スクリーンプレスですとか、そういったものを手直しするようなことでございます。

もう一つの工事、避雷器の設置工事でございます。こちらについては毎回毎回、議員さん方からご心配をいただいております。何年かに一度雷が落ちて処理が止まってしまうようなことが続いてございました。ここ1年はいろいろとごみについても手当てをしたり、し尿についても手当てをしてきているのですが、今回やらせていただこうと思っておりますのは、し尿のほうの避雷針を修繕する、避雷針が折れていたのもので本来の機能を果たせていなかったという部分と、それと雷サージ対策のための電気設備の避雷器ですね。盤の中に避雷器を約20個ぐらい取り付けて、それによって雷サージ、パルスといったものを防ぐものになっております。そういった内容の工事をやらせていただきたいと考えてございます。

なお、やはりご心配をいただいております設計の関係ですけれども、例年、全都清さんに技術支援を頼んでございまして、今回についても技術支援を委託料の中で、約90万円なんですけれども、そちらで設計はお世話になるというふうに考えてございます。

もう一方の工事費、ごみ処理のほうの工事費でございます。16ページ、工事請負費1億4,814万7,000円でございます。こちらにつきましては、やはり例年やらせていただいておりますごみ処理の定期改修工事、それとクレーンの点検、電気設備工事、それとちょっとご指摘をいただいている不燃物のバンカですね、排出口のバンカのシャッターを直すというふうなことになってございます。

まず、ごみ施設の定期改修でございますが、これが昨年よりも金額が増えてございます。これは老朽化が心配されておりますごみ処理施設ですけれども、炉の中の不燃物、耐火物ですね。かつてはれんがだったものが、今はれんがではなくて、耐火のための、何というか、耐火物が貼ってあるんですけれども、こちらがかなり剥がれてまいりまして、欠損している状況でございます。こちらなどの手当てをするということで、定期改修工事を、約1億2,

000万円見込んでございます。

その他、クレーンにつきましても爪が一部折れてしまっている部分がありますので、そういったところを交換、修繕する。あとは予備で持っておくですとか、あと、電気改修工事なんかも、やはり10年に一度ぐらいは手当てをするようにということなんですけれども、これもやれておりませんでしたので、そういったところ手当てをする。

不燃物のバンカについては、この1年以上穴が空いていたんですが、あのままですと、また次回浸水したときに水が入ってきてしまうというようなことがあったものですから、シャッターの修繕をして持ち上げるモーターですね、こちらの破損している部分についても交換していく、そんなことで1億4,800万円を入れさせていただいたところでございます。こちらについても、委託料の中で改修工事の支援業務として全国都市清掃会議のほうに技術支援をいただくことにしてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） まず、5ページの給与費、それから9ページの給与費明細書の整合性、こちらの違いはということなんです、こちらはですね9ページを見ていただくと分かるんですが、9ページの総括というところがあるかと思うんですが、その下のところに※印がありまして、報酬額、いわゆる非常勤医師分を除いている金額が大きな要因となっております。もう一つは児童手当、こちらは給与費明細書に入れないことになっておりますので、こちらが抜けているよと。この2つを足したものが差額となっております。

続きまして、20ページの利益剰余金の合計16億8,133万1,000円。こちらは今までの病院会計の不足額となっております。

続いて、27ページの訪問看護、7,100円ですね、こちらは利用者からの収入ですので、給与ではありませんので、給料は通常どおりの給与費で支払っているということになります。

それから、38ページですね。今回は電話設備の更新、それから医療ガス供給元の更新工事、それから来年度、順調にいけば高压ケーブル引込工事を予定しております。

このほか大規模な改修があるかないかと言われますと、おおむね耐用年数が過ぎてきている設備は終了しているかと思えます。ただ、エレベーターとか、そのほかの機器などは部品がなくなってしまうとできなくなってしまうという部分もありますので、ちょっとこちらの方がどうなっているかは常に業者さんから情報を仕入れてやっているという状況であ

ります。

あと、大きな点におきましては、電気設備が多分まだできていないのではないかと考えているんですが、電気設備というのは大規模的に病院を停止しないとできない部分もありますので、この部分はちょっと検討課題になると思います。

それから、一般会計からの負担です。負担につきましては一般会計からの負担金と補助金という形があります。その2つを足しますと、中山議員のおっしゃるとおり7億97万7,000円となります。

以上です。

○議長（鈴木繁） 中山五男議員。

○5番（中山五男） 一通りご答弁をいただきました。

それで、衛生センター所長さん。し尿処理を含めた衛生センターの修理費に、毎年毎年1億円以上かけてますね。今年は特に2億円かかる。新しい衛生センターをこれから志島につくろうとしても当分できないと私は思っているんです。私が心配しているのは、この修理を、毎年毎年億単位をかけて、あと何年修理が可能なものなのかなんです、この辺のところをどう見ているのかです。あと5年10年でもう修理がきかない、崩れちゃうという中でどうするのか、その辺の見通しについて、1点お伺いしたいと思います。

病院会計については、概ね理解いたしました。

以上です。1点だけお願いします。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 衛生センターの件でもありますが、施設整備の面もあろうかと思います。いつまでもつのかというお話、これはとても難しいお話でございまして、正直、いつまでもつというふうには私の口からは申し上げられないところです。

こういったごみ処理施設、し尿処理施設は、やっぱり大きく言われておりますことが一つは建物については目安としての耐用年数があるかと思います。鉄筋コンクリート造りですと47年になりますし、鉄骨、まあ、鉄骨ですと51年というのが1つの目安になろうかと思えます。

ただ、それと同時に、もしかしたらそれ以上に重要なのが、機械、設備だと思います。今

年度になってから、大きく新聞に載ったのが、施設整備関係では、足利のクリーンセンターが載っていたと思います。277億円かかりますという整備費だったと思うんです。あちらがたしか昭和58年に造ったごみ処理施設だったと思いますが、それが栃木県内で一番古いものだと覚えております。我々のところのごみ処理施設は平成2年度稼働でございますので、2番目か3番目に古い施設でございます。

最近、那須塩原でも基幹改良のニュースが載っていたと思うんです。こちらは平成21年度につくったものが丸15年を迎えるので、基幹改良するんですよ。基幹改良をして10年延命を図るんですというものだったと思います。やはりその機械はどうしても、燃やす、水が高压で通るという施設、設備でございますので、やはり15年に一度は大きな基幹改良をやって、その結果、10年なのか15年なのかもち永らえるということを繰り返していくんだらうと思います。

し尿については、これから一般質問、答弁ございますので、何となくいい感じで進められるのかなというふうに思っていますが、皆さんご心配のごみ処理については、おっしゃるとおり大変心配な状況がこれからも続いていくのかなというふうに思います。機器を更新しなくちゃならないタイミングというものが非常に近づいているのかなとは感じているところで、果たして今のものがいつまでもつのかというのは、まだまだ私どもでは調査研究が進んでいないところでございます。以上です。

○5番（中山五男） ありがとうございます。

○議長（鈴木繁） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第9号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 一般質問

○議長（鈴木繁） 日程第14 一般質問を行います。

一般質問の時間は、質問・答弁を合わせて60分です。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、60分を超えた場合は制止いたしますので、ご了承願います。

では、通告に基づき、2番、渋井由放議員の発言を許可いたします。

2番、渋井由放議員。

[渋井由放議員 登壇]

○2番(渋井由放) 皆さん、こんにちは。2番、渋井由放でございます。鈴木議長より発言の許しをいただきました。まずはですね冒頭、黙祷を捧げましたけれども、能登半島の地震でお亡くなりになった皆様におくやみと、被害に遭った皆様にお見舞を申し上げたいと思います。

一般質問通告書を提出させていただいております。一般質問通告書に従いまして、質問をさせていただきますので、執行部におきましては、明確なる答弁をお願いしたいと思います。

また、傍聴席に見えられている皆様、誠にありがとうございます。皆さんの代理として、一生懸命、一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、お時間までどうぞ傍聴をお願いしたいと思います。

まずですね、情報公開とホームページの活用について、これについて質問をいたします。

自治体のホームページの目的、こういうのはですね、行政サービスにおける手続情報等ですね発信するだけではなくて、地域住民の理解と参加を得るために、まず重要となるのは情報の公開である、このように考えているところでございます。情報を公開するという立場にありますと、ややもすると基本的な情報は公開する側が管理すると、こういった姿勢が垣間みられるところでございます。情報は公開が当たり前であってですね、公開しないということはよほどの理由がない限り例外的な措置でございます。

そこで、当組合のホームページについてもですね、今、特にですが、非常に地域の皆さんが関心を持っているというところでございますので、速やかなる情報発信が必須である、私はこのように考えております。

についてはですね、組合のホームページにての様々な情報の速やかな掲載する手段、これを確立されているのかどうかお伺いをするところでございます。

○議長(鈴木繁) 組合長。

○組合長(川俣純子) 情報の公開とホームページの利活用についてのご質問にお答えいたします。

自治体からの情報発信については、従来より広報誌を中心に対応してきたところでありますが、現在は、広報誌と同様にホームページが重要視されています。

ホームページにつきましては、広報誌と比べ、情報量や記事の即時性といった点で優位性は言うまでもなく、自治体側にはその優位性を生かしたホームページの運営が求められて

いるところであります。また、単に行事やお知らせを掲載するだけではなく、積極的に掲載していくことは、自治体の情報公開に対する姿勢や透明性を示すことにつながり、施策に対し、住民の理解・協力を得る上で重要なことであると認識しております。

組合のホームページにつきましては、渋井議員はじめ、ほかの議員の皆様からも何度かご指摘をいただいたことがあります。情報量、掲載時期、記事の見やすさ、見つけやすさ等について課題があることは把握しているところであります。

現在のホームページは、構築してから10年程度経過するものであり、自治体のホームページについては5年程度で改修するケースが多いことから、現状は自治体のホームページに求められる仕様に適合していないものと考えております。したがって、令和6年度にホームページの改修を実施することとし、先ほど議決をいただきました令和6年度予算において所要額を措置することといたしました。

新たなホームページにつきましては、先ほど申しました現状の課題に対応しつつ、システムについては記事の掲載作業に当たる職員の使いやすさも改善を図り、速やかに記事が更新できるようにしたいと考えております。

また、併せて、積極的に組合の情報を発信・公開するべきものと、職員一人一人の意識向上を図り、ホームページを充実させていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 今、108万円かけてですねホームページをつくり直そう、こういうようなお話、一般会計の中に載っておりました。私はですね、もちろん新しくして見つけやすくするとか、掲載するとか、ということは当然のことなんですが、その前にですね、情報をしっかり発信していと。そういう意識が問題なわけですね。

まず、私、局長のほうに、会議録は一体どこに載っているんだというお話をさせていただきました。そうしたら、載っていませんというんですからね。これはさすがにびっくりしました。那珂川町のホームページも、那須烏山市のホームページも、会議録は載っている。ですから、関心のある方はその会議録を読んで、どんな情報公開をやったんだ、どんな意見があるんだ、特にですね、那須烏山市の場合は庁舎問題ですね。庁舎問題について議論が沸き上がっていますから、会議録で誰誰さんがこう言ったんだとか、ああ言ったんだこう言ったんだとやっているわけですよ。

当組合のほうは、何が今、一番話題に上がっているかという、志鳥の衛生センター移築

問題というんですか、新設問題というんですか。地元の方はどこに会議録があるんだと言うわけですよ。どんな議論をしているんだと、こういうふうにするわけですよ。秘密会かもしれないと私が言ったら、秘密会があるわけねえだろうと、こういうふうな話で聞いたわけですが、そうしたら載っていません。やっぱりそういうことなんだな。

まずそういう、何て言うんですかね、一番最初のとっつきがそういうふうになれば、不信感が湧くわけなんです、まず第一に。そして、挙げ句にですよホームページで公開されるべき法令が改正されてですね、やっているのがどこにあるんだといったら忘れていましたというんです。これにはさすがにおったまげです。会議録どころじゃないですよ。そういう意識改革を、組合長、まずやってもらわないと。

今度、新しくしたとすればですよ、例えば那珂川町はケーブルテレビがある、ホームページで見られる。そうすると、那須烏山市はYouTubeで配信をしている。わざわざお越しただかなくても、そういう配信が見られると、こんなようなことに果たしてなるかどうか。その辺のところをお尋ねをしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、ご指摘いただいております会議録等々、あるいは、昨年度ですか、ご指摘いただきました公開すべき情報が表に出ていないという件がありましたけれども、こちらについては非常に申し訳ございませんでした。会議録については、現在はホームページに出ております。議員からのご指摘のとおりですね、記事を上げなければならないという職員の意識の問題、それと、法令といった部分の認識の甘さ、そういったものはご指摘のとおりでございまして、今後そういったことがないように注意していきたいと考えております。

それと、2点目でありました配信はどうだというようなことでございます。今回予算といえました108万円程度の中には、例えばそういったYouTubeで配信するような費用は含んでおりません。ただ、その金額の中でこういった方法でそういったものが可能かどうかというのを含めて、業者のほうと相談をしていきたいというふうには考えてございます。配信となれば、当然、カメラとかそういった機材も必要ですので、ちょっとすぐというわけにはいきませんが、とりあえず今年度は更新作業の中でそういった部分の検討も併せて進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 那須烏山市では、議員と市民の皆様と、懇談会というのを行いました。2回ほど公民館で行ったわけなんですけれども、そのときにはタブレットを用意しまして、タブレットで、私は細かいところは分からないんですが、うちの事務局が編集しまして、それで発信をしている。そういうのがホームページに載っておりますので、別にこういうところだって、そんな数もいるわけじゃないし、上手にやれば配信ができていくのではないのかな、こういうふうには思っております。その辺はですね是非確認をしてですね、できるものであれば配信をしていただきたいと思います。

あともう1つが、これは大した話じゃないんですが、追加するのであればですね、那須烏山市なんかでは、当然、市長交際費、議長交際費とか、そういうのがどういう用途であるかというのは載っています。もちろん、その辺に行って飲んできちちゃったとか、そういうのではないので、敬老会に呼ばれましたとか、そういうようなことなんです、せつかくないので、多分、うちのほうの一般会計の予算の中では、組合長の交際費と、議長の交際費と、消防長の交際費が載っていますでしょうかね。やはり、そういうものをせつかく新しくつくるならば、そういうものを公開をするというようなことはどうかと、こういうふうには思っております。

まずはその点についていかがですか。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） お答えいたします。交際費等々の公開になりますけれども、冒頭の組合長の答弁の中でありましたけれども、そういったものをホームページに出すというのは、組合の姿勢であったり透明性を示すという上で重要なものであるというふうに私も考えております。技術的には何ら問題ないと思いますので、ページの構成等々を今後考えていく中で、そういった公開についても検討していきたいというふうに考えております。

ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） もう1つは、これは我々議会のほうも関係するものなんです、広域の議会はですね、年2回しか開かれないわけですね。そうすると、今出ました会議録、そ

の会議録がですね、例えばこの3月定例会といいますか、行くと、市では6月定例議会があるものですから、そこに議長、副議長、そして会議録署名議員が、ちょうど6月に、出来上がった頃に来るもので、6月にはホームページに載るということになりますね。どうも広域のほうはですね、6月ないですから、9月になって出る、半年に1回出ると、こういうことなのかなと思うんです。まず、大体、今回やったやつが、いつ頃会議録として出来上がるのか、6月前ぐらいまでに出来上がるのかどうか、ちょっと小口局長にお尋ねをしたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） ただいまのご質問にお答えいたします。

会議録の調製につきましては、市町等のほうは3か月程度で仕上がるという点は十分承知しております。組合といたしましても、ある程度、半年に一遍ではなく、出来上がり次第署名のほうをいただいてですね、速やかにアップするように努めさせていただきたいと思っておりますので、期間といたしましては、市町とほぼ変わらず3か月程度を見込んでございます。説明は以上でございます。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） それにはですよ、議長と会議録署名議員がですね署名しないと載せられないということでございますので、ここにいる議員が次の広域議員になるかどうか分かりませんが、ぜひともそういうご協力をお願いして、次にまいりたいと思います。

2番目としましてはですね、台風19号の襲来時の検証について、このようなことでございます。なぜ私が今になって質問するかというと、どれほど今の衛生センターに被害があったんだというのをみんなに確認してもらいたいということ。水没した、水没したとっていいんですが、し尿処理施設は水没しなかった。焼却施設はですね17センチほど水が上がって水没したということの実態をね、確認したいということでですね、この一般質問をするわけですけども。

令和3年9月の定例会におきまして、一般質問を行いました。その内容は台風19号の検証について書類で残したのかということでありました。

当時のですね熊田所長の答弁ですけども、「検証の書類ですが、そちらについてはセンターのほうに確認しておきたいと思います。私自身、申し訳ございません、確認ができてい

ない状況です。その点については今後確認させていただきたいと思います。公文書になれば開示の手続が必要になるかと思えます。その辺について総務課と検討していきたいと思っております。」と、このように発言をしているところでございます。

そこで、その後何の話もございませんでしたので、この書類は本当に作成されていたのか、また、開示することができるのか、こういうことを改めて伺うものであります。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 令和元年台風19号に係る対応の検証についての質問にお答えいたします。

令和元年台風19号によって、栃木県内においては、那須烏山市、那珂川町を含む21市町に災害救助法が適用され、那須烏山市を含む8市町に被災者生活再建支援法が適用されるなど、甚大な被害が発生いたしました。保健衛生センターについてですが、10月7日月曜日から10月10日木曜日にかけて、台風情報等の情報収集及び事前対応を行い、10月11日金曜日には、公用車の移動やトラックスケールの浸水対策、資源物の暴風・浸水対策等を行いました。その後、10月12日土曜日、21時頃、職員が浸水被害の発生を確認し、10月13日日曜日に施設の被害状況を確認したところであります。

し尿処理施設においては、施設の一部が浸水、屋外施設のポンプ類、動力設備制御盤などに被害があり、ごみ処理施設においては、施設の一部が浸水、燃焼施設、受入れ供給施設、電気設備などに被害があり、ごみの焼却ができない状況でありました。

これらの被害への対応ですが、10月13日から保健衛生センター職員により被災状況の調査や清掃、排水作業等を実施したほか、翌14日からは業者を手配して機器・設備等の復旧に当たるとともに、緊急で環境衛生部会を開催し、ごみ収集のスケジュール等について、市町と調整を行いました。

し尿処理施設は処理に影響がなかったため、10月15日から稼働し、ごみ処理施設は焼却ができませんでしたので、他広域等へ受入れ要請を行い、18日、21日、22日に塩谷広域へごみを搬出し、処理をお願いしました。焼却については19日から1炉を再開、21日には2炉での焼却が可能となりました。

これらの対応に係る経過は記録しておりますが、議員ご質問のような検証を行って作成した報告書等の文書はございませんので、ご報告を改めてさせていただきます。

なお、この災害対応を踏まえ、令和元年12月には、組合として災害時職員初動マニュアルを作成し、初動に備えることとしたほか、令和2年4月には、保健衛生センターにおいて

洪水時の浸水防止等計画を定め、施設の出入り口・シャッター一部の浸水対応策を講じることとして、令和2年度中は5回の訓練を実施いたしました。

また、令和3年3月1日には、那須地区、芳賀地区、塩谷地区の各組合と当組合により、一般廃棄物処理に係る相互支援協定を締結し、災害時の支援について相互に協力する体制を整備いたしました。

令和5年度も、梅雨時期から豪雨に備え3回の訓練を実施したほか、より効果的な浸水対策について、全国都市清掃会議を通して資料収集を行っているところであります。

今後も、浸水対策の検討と併せて、適宜、訓練を実施し、災害に備えていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） これ、細かく云々ということではないんですが、まず確認しておきたいのはですね、焼却施設はピットといいますかね、ごみをあけるもんですから、穴が掘ってあるものですから、そこに水が入っちゃうと、もう水没して終わりということですよ。その水没して水が入っちゃったよというのをどういうふうにしたかということ、そのピットに水中ポンプを入れてですね、し尿処理施設に持って行って、そこで処理して流した、こういうふうに聞いているわけですよ。まず、その点については間違いはないですか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 台風19号の際の浸水のお話、おっしゃるとおりでして、ごみ処理施設については、あそこに皆さん、行っていると思いますが、入っていくと大きなシャッターがあって、プラットフォームがあって、一段高くなってごみが投入できる、その先がピットになっていますが、ピットは浸水しました。そのピットのもので、その奥に地下室がございます。焼却炉がですね、あそこは流動床でやっているんですけども、その不燃物とかが落ちてくる、それが大きな地下室になっています。この地下室とピットが満水になりました。満水になっているとですね、もちろん施設は動きませんし、不燃物とかが固まってしまうと、本来の焼却がその後もずっとできなくなるというような状況でしたので、議員さんおっしゃるとおり、水中ポンプを翌日ぐらいから数台投入をして、水を抜きながら、動かせるコンベアをちょっとずつ動かしながらということで、いろいろと物を取っていったということでございます。

それ以外にも、し尿処理についても、あそこはかまぼこ型の土壌になっていますので、西側も冠水しましたし、全体が全部汚泥になりましたし、進入路も表層のあたりで洗われて、奥まで行けないというような大変な被害でございました。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 簡単に言うतですな、焼却炉の入り口というか高さ、し尿処理の車が入る高さっていいですか、これは若干違ふ。私はこれ確認をしてきました、大谷所長とも一緒に。奥のほうが高いんじゃないの、少なくとも水ですからね、どんなことがあつたつて、低いところに行くだけで、高いところに行かないという現実があつて、今のし尿処理の車が回るところには来なかつたという現実はあるということですね。

し尿処理は置いておいて、今度はその焼却施設、これ、何センチかというとなつて17センチだつたと思うんですよ。17センチ。何というんですか、基礎からというか、コンクリートのところから17センチだつた。そうすると、私いろいろ調べてみますと、津波の対策というのはどういふふうにやるんだという、いろんな方法はあると思うんですが、いわゆる防潮堤というのを造るわけですね。その防潮堤の造り方なんですけども、鋼矢板といいます、英語で言うとシートパイルというものを打ち込んで、そうすると、波が来ても洗われるものですから、普通の構造物じゃさらわれちゃうんですが、シートパイルそういうのを打ち込む。

そうしますとね、私は勝手にやっただけで、一般的なシートパイルの話はしますが、大体7メートルのシートパイルをですね、6メートル50打ち込んで、頭50センチ出してですね、ぐるっとあの辺を全部囲つたらどのくらいになるかと金額的にはじいてみました。いろんなやり方があるんで、それが正確だとは言わないんですが、それほど外れていないと思うんですよ。2億円になりました。

そうすると、防潮堤ではないですが、そういう水を食い止める、そういう方法が2億円でできるというふうにと考えるとですね、それに、焼却炉の基幹改良をやるというふうになればですね、新しい焼却炉は果たして必要なのかどうかというふうにと思っているところがございます。

それでですね、那須烏山市の都市建設課に行って、どのぐらいの高さで収まるか、ちょっと見れば分かるのでレベルを貸してくれという話をしたら、レベルは検査してないのと。見はしなかつたんですが、多分30センチぐらいは高いのかなというふうな気がしました。

それです、2億円で、もしそういうものができるかと仮定すると、わざわざ他へ移らなくても、もっとも1000年に1回は5メートル以上、10メートルぐらいまで来るよ、というようなことで、それに対して対応するんだという意見も当然あるんですが、消防のよ、うにですね、来たらしょうがないんだよと、3メートルが来たらどうにもならないんだから、というような考えもあるのかなということで、この辺は、今のところでも再度、考えをしてみ、ということも必要ではないのかな、こういうふうに訴えましてですね、答弁はもちろん、考えは別なところに行っているんでしょ、うから、私、次の下水道汚泥と生ごみの共同処理に、ついて、これについて行きたいと思います。

令和5年2月24日の定例会の一般質問におきまして、し尿処理を下水道で行うとすれば、下水道汚泥と生ごみを一緒にすることを検討することはできないかというような提案をさせていただきました。

これ、なぜ提案をしたかという、この生ごみを下水道汚泥とともに肥料化することによって、何十億円と言われている焼却施設がですね、不要になるのではないかと、というような意味合いでの質問でございます。先ほど一般会計にも出ておりましたが、何十億もかかるだ、とか、こうだとか、ああだとかいうんですけれども、もちろん、それはそれで正論だとは思、うんですよ。ただ、まずは、焼却施設が必要なんだ、下水道の維持が大変なんだ、そして、こ、ういう生ごみの処理があるんだ、そういう中で、いろんな議論をして、将来的に一番負担が、かからない方法ということを探るためにはですよ、このような方法もあるのではない、かなというふうにして、言ったわけでございますけれども、どうもその生ごみ処理は、一般会計の当然、質疑の中で答えられていないのではないのかな、と、こういうふうに思、いましたもの、ですから、それも踏まえてですね、お願いをしたい、と思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 下水道汚泥と生ごみの共同処理についてのご質問にお答えいたします。

まず、し尿処理施設に係る検討状況ですが、令和5年11月29日の組合議員全員協議会におきまして、一般廃棄物処理施設整備基本計画の進捗状況についてご説明させていただきました。その中で、水処理の放流方式については、河川放流か下水道放流かで検討しており、処理方式については、河川放流の場合、生物学的脱窒素処理方式等を、下水道放流の場合、前脱水・希釈方式か生物的脱窒素処理方式を、資源化方式について、堆肥化方式・助燃剤化方式・リン回収方式で検討している旨を報告させていただきました。議員の皆様から

は、広域施行か市町施行か、国交省補助の活用は、堆肥化に需要はあるか、候補地に早く説明をとったご意見をいただき、これらの意見につきましては、令和5年12月に開催しました施設整備基本計画検討委員会で報告をさせていただきました。

令和4年度・5年度のし尿処理施設整備基本計画策定は、汚水処理事業に係る広域化・共同化推進についてを十分意識して検討を進めてまいりました。検討委員会においては、那須烏山市・那珂川町の下水道担当課職員が委員に入っておりますので、発生汚泥の処理に関する基本的な考え方について丁寧に検討を重ね、下水道汚泥の取扱いを検討する過程で、生ごみについても話題に上げ、協議をしております。

なお、検討委員会として結論は未だ至っておりませんが、水処理の放流方式については中間報告と同様の下水道放流、資源化方式については堆肥化方式の方向で検討を進めている状況でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） いろいろご検討いただいているというのは重々承知しているところなんですが、この生ごみをですね肥料化ということは非常に難しいんだと思うんですが、利用できるようなスタイルにするということで、我々は、多くの議員が思っているのは、肥料というふうに固定化するのではなくて、毎日需要があるような方法で出ていくものとしては何なんだということで、牛の敷きわらというところに行き着いたわけでございます。

牛の敷きわらについてはですね、私の同僚議員もおりますけれども、先輩議員もおりまして聞きに行きました。大体年間100万円計算といいますか、100万円ぐらい買っていると。同僚議員は、それよりも1.5倍牛を飼っているので150万かなと、自分のうちの契約がよく分かってないようでございますけれども、そういうふうになっている。これ肥料というふうに作りますと、昔は肥料取締法という、多分そんなあれがあったんだと思うんですよ。いわゆる麻薬取締法というのがあると思うんですが、いわゆる危険物扱いで、中身もですね、窒素何%、リン何%と細かく決められてやるわけなので、日々の生ごみが出て、それを調整するとかって、そういうのは非常に面倒くさいわけです。

ところがですよ、牛の敷きわらだと全然、乾いて、水分を吸えばOKとこういうような感じでございますので、そういう生ごみをですねこういうところで徹底的にする、すると那珂川町の川俣議員なんか言うようにですね、そこでプラスチックを完全に抜いちゃう。そしてたら、ほとんど燃やすものは何が残るかということ、紙おむつとか生理用品とかですね、あとは小さい紙だとかですよ、本当にいくらかも無くなるということで、そうすると、先ほどちょ

っと一般質問しました中にもありましたけども、シートパイル2億円かけて打っちゃえば水は来ない、来ないというんじゃないんですよ、10メートル来たら駄目ですから。この前の水程度では何ら問題ないというようなことからして、何十億と言われる、いわゆる熱回収施設、一般的に言う焼却施設は要らなくなると。そういうところまで含めて経費を検討をすると、こういうふうにしないと、今検討している意味がないのではないかというふうに私は思って、これを質問しているわけなんですけれども、まだ、その点についてはどうも検討が進んでないのではないのかなというところを1回確認をしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 生ごみについて、昨年度と今年度ですね、し尿についての基本計画をつくっている中で、下水道汚泥の話も生ごみの話も、そういった観点から検討させていただきました。特にですね今年度は、国際情勢もあって、国交省のほうから発生汚泥の処理について、なるべく肥料化しようじゃないかと、そういうような通知もありましたので、そういった意味で、我々の委員会のほうでもですね、下水道担当者に入っていて、かなり会議を重ねてまいったところです。通常の委員会よりも回数を増やして、専門部会の検討なんかも3回やってきたと、そんなことでございました。

その中で、やってきた結果ですけど、生ごみについてはですね、なかなか、議員さんおっしゃるとおり、分かっているとおっしゃるとおり、なかなか肥料としたときにどうしてもその性質が難しくなってしまうというところがありましたものですから、そういうことではなくて、今現在、市町がやっている堆肥化の仕事がありますので、そちらでやるべきだろうということで、生ごみについてはこちらのほうで、し尿と一緒に処理はしないようにしようじゃないかという方向で今現在進んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） もう一度、それは1年半前ぐらいですかね。閣議決定で、下水道のリンは回収しようというような、ロシア・ウクライナの戦争で肥料が来なかったものですかね、閣議決定がされました。ただですよ、牛の敷きわらにしても、最終的には何になるか

という肥料になるんですね。お米作ったり、デントコーンを作ったり。もう1工程増やすとか、もう1回利用するのが増えるということなんです。最終的には肥料になるけど、その間にもう1つ、これ、那須烏山市方式ということで、今我々勉強をしているわけですが、それで焼却炉が要らなくなったらですよ、いわゆる生ごみだとか汚泥が牛の敷きわらに1回なる、そこで仕事をする、その仕事で、それが終わると肥料になると。そして、なおかつ焼却炉が要らないというようなことになればですね、非常にいいのではないのかな、こういうふうに思うわけなんですけど、もう一度、その辺を頭に入れてご検討いただくということが、役所ってなかなか堅くて、それでも難しいかもしれないんですけど、いわゆる肥料では難しいかもしれないけれども、牛の敷きわらの製造、これね、もう一度そこまで踏み込んで、みんなと議論してもらおう。イコール、焼却炉は要らないんだ、もしくは、要らなくなったら、というところまで踏み込んで議論してもらおうということはいかがかと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 今回、我々の検討、ある程度時間、これまで歴史的なところ、時間を重ねながら検討してまいって、環境省の補助金ですが、資源循環の交付金を使うと。そうすると、こういうし尿処理について汚泥再生処理センターとして整備した場合に、やっぱり補助が該当になるので、その汚泥再生処理センターとして補助をいただくために、やっぱり有機性ですね廃棄物を入れなくちゃいけない。我々のところはですね、この前の中間報告書の中にも入っているとおり、下水道の整備率、加入率が非常に低い、20%未満です。60%以上がし尿のほうで処理をする、生し尿だったり、浄化槽だったりです。そこにですね、市と町が両方とも、市は農業集落排水事業がありますから、そちらの汚泥を入れることによって、その処理をすることによって汚泥再生処理センターとして補助がいただけるというようなことで、そういう方向で進めてきているところがございます。

それとですね、敷きわらにした場合に、汚泥再生処理センターになるかどうかというのは、私も聞いたことがないので、これから聞いてはみたいと思います。もう一度、最後に1回、委員会がありますので、そのときなんか確認をしてみたいとは思っております。

一方のですね、焼却の量の減のお話なんですけど、焼却の減については、まだそこまでは、今回の検討から対象外となっていますので、また時を改めて検討する必要があるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 我々、総務企画常任委員会というところですね、いろんなところを確認したりなんかしているわけなんですけど、もちろん我々も全て100%じゃないんですけど、国土交通省のですね、その下水道を利用したですね地域の循環社会の形成といいますか、そういうものだと2分の1の補助が出るというような形ですね、いわゆる、下水道の施設の中でそういうことをやる場合は2分の1補助が出る、こういうふうに聞いているところでございまして、この那珂川町は、申し訳ないですが私分らないんですけど、多分同じような形ではないのかなと思うんです。うちのほうは大きく計画を立てたものですから、処理施設をいっぱい造らなくちゃならないとって、大きな敷地面積を用意したと。ところが、全然そこまでいかないんで、大きな面積が下水道施設の中で空いているということございまして、そこにですね、生ゴミやら様々な施設をくっつけてもですよ、真岡の話をしたと思うんですけど、真岡市では、木だとか草だというやつなんですけども、量からすると5,000平米とかという、そういうような面積がうちのほうの施設で空いている。そういうようなことからしてですね、そういうほうも循環型社会形成の中でもですね、農水省もあれば、環境省もあれば、国土交通省もあれば、様々な省庁が同じようなことをやって、一番補助率がいいのは国土交通省です。これ、2分の1、下水道処理ということでやればですよ。是非ね、その辺を再度、再度ご検討いただいてですね、やればな、とこういうふうに思っております。

嫌だよと言われればそれまでですが、再度、大谷課長どうでしょうか、お願いをしてみたいと思うんですが。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 補助率2分の1、下水道はですね、私はまだ下水道を担当したことはないんですけど、国交省の補助金でございまして、社会資本整備総合交付金ですね。下水道計画があって、やはり社会資本整備総合交付金、各都市局とか各部局ごとの社会資本整備総合計画をつくって、5年間でいただくというものでございます。国交省のものは、やはり2分の1の補助金というものが幾つかあるし、そうじゃないものもあると、そういうものだったと思います。

下水道の場合、先ほど加入率のお話もありましたが、この地域は20%弱が下水道ということになりますので、圧倒的に少ないということになります。そうなったときに、ここからは、私も下水道の勉強を専門的にはしていませんので、ちょっと聞いたぐらいのレベルの話なんですけど、下水道放流施設にして、その下水道を国交省側で造った場合には、受入れ設備はやはり下水道に流すので、補助対象になるんだと思いますが、多分、堆肥化の設備というものはですね果たして該当になるかどうかがいまいひとつ定かでない。それと、そのような計画をですね、やはりつくるために下水道などの計画が必要だったり、社会資本整備総合交付金側の計画が必要だったりという部分が出てまいりますので、ここから先のことはちょっと詳しくは分からないなという状況でございます。

それでもですね次回の委員会ですら改めて、やっぱり専門家の方もいらっしゃいますから、話題に上げてお話をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 洪井由放議員。

○2番（洪井由放） しっかり検討いただいて、もうありとあらゆる、駄目でもともとというようなことででもですね、ご検討いただいて、市民・町民のためにですね経費の削減、それは、1回だけの経費の削減じゃなくてですね、将来何十年にもわたって、下水道なんかもう造っちゃったらずっとそこでやるしかないんですよ。ごみ処理施設も、造っちゃったらずっとそれで経費をかけながらやらなきゃならないということなので、多少遅れても、議論に議論を重ねて、修正しながら、引っ張りながらですね、やっていかなければいけないのではないかと、それは私の思うところでございます。

そこで今の話は終わりにいたしまして、次ですね、焼却灰の処理についてでございます。これはですね、私と小堀議員と平塚議員がですね、焼却灰といいますか、焼却灰も、上に飛んでいくフライアッシュというものと下に残るボトムアッシュという2通りがございます。塩谷広域ではですね、そのボトムアッシュについては、当然のごとく、渡辺産業という、これ名前を言っちゃあれなんですけど、それしかしようがないので、渡辺産業というところに持っていくとですね、うちがウィズウェイストジャパンというところへ持っていくよりも1万円以上安くなるという話を聞いたものですから、その3人でふるったわけなんです。

このふるった状況を小堀議員が一般質問をして、市長である川俣市長、そのときはたまたま、まちづくり課長だったんですね、大谷さん。答弁をなされた、そういう経過がありましたですね、簡単に言うと、そのときは、大体1日1トン出るんだというふうに言われて、1

トン出れば、255日ぐらいが稼働日数なので255トンが出るわということ。255トンが出ればですね、それをふるい分けやって、1日1万円だと255万、単純にですよ。2年でやれば510万とか、五百何万とかってなる。255と255を出すと510万ですよ。そういうふうには2年だとなる。

そういうことでやれば、ちょっとした設備を造れば元が取れるんじゃないかという企画の下にですね、ふるった平塚議員が一般質問をしたらば、それほど出ないと。フライアッシュが多いんで、回収しても利益出ないんだよね、とこういうようなお話、答弁をいただいた。こういうことをなんです、実態はですね果たしてどうなのかお伺いをしたい、こういうふうに思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 焼却灰の処理についての質問にお答えいたします。

主灰の日量であります、保健衛生センターにおいては、主灰の計量を実施しておりませんので、詳細な数字は不明であります。令和5年2月の答弁で申し上げました費用対効果は、令和4年度に焼却不燃物の瓦礫からふるいを使って検証したところ、瓦礫中の主灰は5%程度であったことが、そして、令和4年度に発生しました瓦礫約300トンに対し、主灰は5%で15トン、日量では50キログラムから60キログラム程度と想定したもので、主灰が少量であるため、処理委託料の削減額も少量となる一方、現在の保健衛生センターのごみ処理設備には、焼却不燃物の瓦礫をふるう設備がありませんので、人力によるふるい作業を試算しましたが、費用対効果が見込めませんでした。

加えて、ふるった後の主灰の日々のストック設備がありませんので、焼却不燃物の瓦礫の排出作業に支障を来すこともネックだと思っています。施設整備を検討している折に、新たに選別をする施設や設備を設置するのは困難と考えた上での答弁でありました。

その後、令和5年度になって2回の環境衛生部会を行いました、検討が進まず、いまだに選別をする施設についての見積り額の積算はできておりません。今後も引き続き有効な情報の入手に努めてまいります、老朽施設における費用対効果が重要と考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 300トン出ると、この300トンというのは一体どういうところ

からどういうふうに出るんですか。我々は、1日1トン出るところですよ、それを出してもらってふるったわけなんですよ、現実。選挙をやる1か月前ですからね。選挙やる1か月前。飯食わないで、3人で一生懸命やったわけですよ、少しでも安くなるんじゃないかと。少しでも安くなるんじゃないかって一生懸命やって、417円ですか、お金も回収して。4,000円だ。それで、いや、50キロなんですよって、そんな話、平塚さん、納得できますかって、答弁は要りませんが、納得できないでしょう。当たり前ですよ、1トン出るんだと。この300トンといたら何となく納得できるんですよ。ここにある300トンと言えば。それで、分けると5%だということは、意味が一つも分からないので、時間がないですけど、そこのところ、もう一度ご説明いただきたいと思いますが、大谷さんいかがですか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 昨年度、そういう回答があって、今回、日量をですねもう一度確認しました。昨年度の資料をですね、私も見させていただきまして、不燃物の瓦礫が年間300トン出ます。この300トンに対して、主灰が5%だと。実際、職員がふるった感じだと、やっぱり2%から5%だろうということを言っていました。

私も何でそうなるんだろうと思って、やっぱりいろいろな資料を見てみましたところ、議員さんのほうですけれどもいろいろ確認をさせていただいている塩谷とかですね、県内で多くの施設がストーカ方式でございます。ストーカ方式の場合だと、主灰が出て、それと不燃物と焼却灰が出るため、不燃物と焼却灰の方式なんだというふうにあります。

一方、我々のところの流動床方式、栃木県内で3つしかない方式でございますが、こちらについては、飛灰と不燃物しか出ないというふうには、出ないというかですね、出てもそんなものだというようなことでございました。幾つかのものを見ますと、こういうことでやはり流動床特有のものなのかなというふうに感じたところでございます。

あと、その再生利用のところもですね、私も心配だったので確認したんですけど、やっぱり焼却灰と熔融スラグが再生できて、その他のものはどうも再生できないんだなということを確認したところでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 法律の決まりごとで、多分、主灰、あとは焼却残渣ということなんですが、我々見てもらってですね、渡辺産業に来てもらって、こういうものが再生をすることはできますかというので物を渡してですね、渡辺産業は再生することができますと、こういうことなんです。ただ、それは渡辺産業が間違っているかもしれないんですが、再度ですね、本当に処理ができるのかできないのか、そういうところを確認した上で、この300トン出るものに対して、本当に再生できるのかできないのか。300トンだったら、1万違えば300万ですからね。その辺のところを一度、平塚議員も納得いかないでしょうから、我々もよくよく確認して、いや、とんだ勘違いだと、こういうふうになることはあるかもしれませんが、何回も何回も確認して進んできているんですよ。

選挙1か月前だって、私が先導してですよ、よくよく怒られて、腰を痛めて、次の日、歩けない話ししながら、それで1円でも2円でも安くしようというふうに、皆さん、給料関係ないからね努力しないんだとは言いませんが、我々も、それをやったからっていったって決して給料に関係ないんですよ。市民のためにですね、町民のために、一体どうやったら少しでも安くできるんだ、どういう、変な話、どういう理屈があるんだとかって、そういうのを考えてもらいたいと思うんですよ。

組合長、時間ないんですが、ひとつ答弁。

○組合長（川俣純子） ご提案をたくさんいただいております。渋井議員のご提案で、いろいろさせていただいておりますので、それがきちんと結びつくように、今努力をさせていただいております。決してやってないわけではないので、ただ、遅々として、皆さんの納得がいかないのかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

今回のことも、本当にいろんな意味で検証させていただいておりますので、決して省いていません。渋井さんのご意見、十分にいただいておりますので、ありがとうございます。

今後もよろしくお願ひいたします。

○2番（渋井由放） ありがとうございます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開は16時25分といたします。

【休憩】（午前4時14分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

次に、10番、平塚英教議員の発言を許可します。

10番、平塚英教議員。

〔 平塚英教議員 登壇 〕

○10番（平塚英教） 今度のですね広域の定例議会の最終質問者であります平塚英教でございます。一般質問のですね通告に沿って質問をしまいりますので、前向きな答弁を期待するところであります。

また、傍聴者の皆さんもですね一般質問にお運びいただきましてありがとうございます。市民と町民のですね暮らしと未来に向けた論議になれば幸いだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、広域行政のですね一般廃棄物処理施設整備についてお尋ねをいたします。広域行政事務組合執行部は、保健衛生センターのごみ処理施設、粗大ごみ処理施設の大規模改修事業について、新施設候補地の那須烏山市志鳥地区に整備を計画して、前年度に引き続きまして令和5年度も新候補地への立入調査並びに地質調査を予算化して進めておりましたが、地元自治会をはじめ近隣市の住民も一緒になってこの計画に反対されている中で、この立入調査・地質調査ができないということで、本日のですね定例会において循環型社会形成推進交付金というものが1,569万7,000円、並びに、循環型社会形成推進交付金返還金というものが486万2,000円、合わせて2,055万9,000円でございますが、これらは令和4年度、令和5年度の2年間、国から3分の1の補助をもらってですね、この志鳥地区に整備を進めるための地質調査を進めようとしたわけですが、地元の了解が得られないということで、この2年間続けてきた国からの補助金・交付金をですね、国に返納するというふうになったものと思われまます。

そこで、このように地元自治会をはじめ、近隣市の住民も一緒になってこの計画に反対している中で、この大規模改修事業を計画どおり推し進めていこうとするのか、それとも、議会のですね様々な論議もありますが、これをさらに検討し直してですね新たな計画をですね進めるのか、今後の進め方について説明を求めるものであります。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 一般廃棄物処理施設整備事業についての質問にお答えいたします。

令和4年度及び令和5年度当初予算において、4,709万1,000円を計上しました用地測量地質調査業務委託でしたが、令和4年度も令和5年度も地元の理解を得られず、実施に至りませんでした。このため、令和5年度については、先ほど議決されました補正予算において、当該業務に係る予算額の全額を減額させていただいたところであります。

今後、どのように進めていくのかでありますが、昨年9月の組合議会定例会での平塚議員の一般質問において、令和4年度・令和5年度で検討している、し尿処理施設整備基本計画の策定が今年度末に終了する予定であり、し尿処理施設の方向性が提示できる見込みと答弁させていただきました。また、その後、令和5年11月29日の組合議会議員全員協議会においても進捗状況について説明をさせていただきました。このし尿処理施設整備の進め方ですが、令和6年度中に放流先を決定し、し尿処理施設の建設候補地を決定いたしたく、令和6年度に予算措置をしております。

令和4年11月の住民説明会で申し上げました一般廃棄物処理施設整備事業計画等の見直しや再検討のうち、し尿処理施設については、令和4年度・5年度の基本計画策定、令和6年度の放流先・建設候補地の決定をもって完了すると考えております。

他方、ごみ処理施設については、令和2年度・3年度で基本計画を策定したものの、現候補地の地元の理解を得られず、事業が進捗していないことは、議員各位もご存じのことです。このため、令和6年度は、再度ごみ処理施設の整備方針の見直し・再検討を開始する必要を感じております。環境省の循環型社会形成推進交付金のための地域計画は、第1期計画が令和2年度から令和6年度の5か年間でした。令和6年度には、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第2期計画を策定する必要がありますので、この計画策定等を通じ、ごみ処理施設の整備方針の見直し・再検討を開始したいと考えております。

なお、住民説明会も課題であります。令和4年11月に遅ればせながら住民説明会を開催しましたが、その後の説明会が開催できておらず、現候補地の皆様に、現施設周辺の皆様に、圏域の住民の皆様に対しては、ご心労、ご心配をおかけしており、大変申し訳ないと思っております。今後の住民説明会の開催についても、組合内部で検討しているところです。申し訳ございませんが、もうしばらくお時間をいただきたく、ご理解をお願いしたいと思っております。

本日、傍聴席にも多くの方がいらしてくださっていることは私にとってはとてもありが

たいことだと思っています。情報を得たいという気持ちが皆さんにもあるんだなということを、ある意味では理解させていただきましたこと、本当にありがとうございます。皆さんとともに、どうやるべきかというのを今検討させていただいています。先ほどの渋井議員もそうですが、平塚議員、川俣議員などからたくさんの提案をいただいております。今、変更をさせていただいたり、協議をさせていただいているところであります。まだまだ答えが出ていないところを、お時間かけてもいいというお話を渋井議員からいただきましたので、上手に時間をかけながら、でも、早急に対応できるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） これはね、昨年の9月の一般質問と同じような論議になってしまおうと思うんですけども、2022年4月にですね、プラスチック資源循環促進法というのができてですね、プラスチック製の分別収集については、例えば、食品のトレーやプラスチックの容器などは分別することが努力義務化されておりますし、また、そこに加えてですよ、プラスチック製のハンガー、またプラスチック製品も分別収集が義務化されるというふうになったわけでございます。それを受けてですね、県内の分別収集促進計画というのが一昨年の8月ですね、出されまして、県内25自治体ありますが、その中で、このプラスチック製容器包装ですね、この分別を進めているというのが県内18市町でございまして、全く取り組んでいないのが7自治体、その中に那須烏山市と那珂川町があるわけです。だから、そのところをやっぱりきっちり進めていただきたいというのが一つ。

さらに、これは広域行政のですね主要施策のごみ処理の分類なんです。その中で、紙類、ビニール類、布類、木類ですね、それと厨芥類と。そういう様々なこう、分類をするわけなんですけど、その中で、この紙類とビニール類、布類ですね。こういうものを、紙類、プラスチック・ビニール類、布類、これを集めて燃すというやり方をやめれば、8割は燃さなくて済むんですね。

そこで、今、これは前の一般廃棄物処理施設整備事業説明会というのを南那須の旧4町単位に進めましたね。そのときに新しい焼却炉を造りたいということで出してきたんですが、そのマテリアルリサイクル推進施設、これは焼却炉のことだと思うんですが、それとエネルギー回収型廃棄物処理施設、これが焼却炉だね。マテリアルリサイクル施設、これはリサイクルセンターのことなんですけど、これを両方合わせて91億円、建設するのにかかりますよというのを広域行政のほうがその旧4町会議の説明会で出した数字ですよ。それを9月

の議会で私は、その中に用地費は入っていますか、造成費は入っていますか、橋をかけて進入路を造る費用は入っていますかと言ったら、それは入っていないということなんで、それを入れますと、用地費や造成費や進入路を含めた、それらの焼却炉建設が幾らになるか分からないと。

問題なのは、それを造った後ね、20年間にランニングコストが88億円かかると。これもそのとき説明された資料の中に載っているんですよ。したがってですね、そんで問題なのは、この間ですよ、新聞報道によってはですね、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所のですね地域別将来推計人口というのが出されて、2020年の国勢調査、そのときには那珂川町と那須烏山市で4万90人、かろうじていたわけですが、それが2050年、あと26年後には、1万9,945人、那珂川町と那須烏山市両方で2万人を切っちゃうと。20年ちょっとでね。その中で、2020年の国調のときの高齢化率、両方合わせて、65歳以上です、それが38.3%のものが、2050年の推計では57.9%ですよ。2万人を切った上に、残った人たちの年齢構成は約6割近くが65歳以上。それで、この20年間に88億円のランニングコストをかけなくちゃならないと。こういうような途方もない整備計画を、一旦、さっきの渋井議員の話じゃないですけど、一旦つくっちゃったら、これ、誰が責任を負うんですかと、こういうようなことなんです。

したがってですね、今の前の話に戻りますが、何でもかんでも焼却炉に集めて、そして、混在して燃すと、そういうやり方は、今のSDGs、持続的可能な社会には合わないんですよ。そこのところではね、いかに大変でもそれを分類をして、そして資源に回すと。なるべく燃すものを減らすという以外、この地域で生活を豊かにする方法はないと私は考えます。

そういう意味で、そういう点も含めて、何が何でも10年前に計画したんだから、これは強行突破で強硬にやっていくんだというようなことじゃなくて、10年先、20年先を見越してですよ、10年先、20年先を見越して今何をなすべきかということをご検討いただきたいと思うんですが、もう一度ご回答お願いいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） もちろんだと思っています。それはもう、何年間か私言っていると思いますが、一度も同じ計画でやりますと言ったことないと思います。そろそろ皆さんもご理解いただいて、やはり、一緒に考えたいということを常に言っていて、一緒に新しいものを取り入れることもしましょう、人口も減っていますという話もさせていただいております。それを毎回同じことを言われても、私たちは改善しようとしているのに、後戻りして

まいります、それでは。是非、平塚議員もご理解いただきたいなと思っております。

こちらも一生懸命やっております。ですから、同じです、気持ちは。住民と同じです。こんなに人口が減ってきているのに、同じものを造ろうなんて誰も思っておりません。財政がよくなることもないと思っております。そのために考えていることを蒸し返されるのではなく、是非とも、本当に一緒に考えていっていることは同じだと思っております。ですから前向きに、私たちも考えておりますので、前向きに考えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 今勉強しようと思っているのに勉強しろとって怒られたみたいな感じで、誠に申し訳ありません。

それで、先ほど1番の問いと2番の問いを併せて答弁いただいているような気はします。先ほど、当初予算の中で、川俣議員のほうからも11月29日の全員協議会で出された資料ですね、それで、一般廃棄物処理施設整備基本計画（し尿処理施設の策定）というような資料でございます。それで、さっき渋井議員にはですね、それについて様々なことを検討していますというふうに言われましたが、川俣議員のですね予算質問に対しての答弁は、おおむね、下水道放流方式で前脱水ですか、プラス希釈方式、助燃剤化方式を想定して、今、検討を進めているというように聞こえたんですが、もう1回そここのところを確認しておきたいと思うんですが。2つ目の質問。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） では、し尿処理施設整備事業について、ご質問にお答えします。

先ほどの質問に対する答弁と重複する部分もありますが、し尿処理施設については、今年度中に施設整備基本計画を策定し、その整備の方向性が提示できる見込みであります。

令和5年11月29日に行いました中間報告において、水処理の放流方式については河川放流か下水道放流かで検討しておりました。処理方式については、河川放流の場合は、生物学的・脱窒素処理方式等で、下水道放流の場合は、前脱水・希釈方式か、生物学的脱窒素処理方式かを、資源化方式については、堆肥化方式・助燃剤化方式・リン酸回収方式で検討している旨を報告させていただきました。

議員の皆様からは、広域の施行か、これは渋井議員のときと重複していますが、市町の施行か、国交省補助の活用か、堆肥化の需要があるのか、候補地に早く説明をしろといったご

意見をいただいたところであります。検討委員会としての結論は未だに出ておりませんが、中間報告をベースとして検討が進められているという状況であります。

現に、し尿処理施設は昭和60年度に完成しました鉄筋コンクリート造りの建物は、耐用年数は47年であります。令和14年で耐用年数を迎えることとなります。

一方、設備機器は平成25年・26年度に基幹改良工事を行いましたので、令和12年度で、改良後15年が経過することとなります。

今後のし尿処理施設整備の進め方ですが、令和6年度中に放流先を決定し、し尿処理施設の建設候補地を決定いたしたく、先ほど議決をいただきました令和6年度当初予算に所要額を措置いたしました。その後は、令和7年度中に用地の確保、追って測量・調査、都市計画決定手続等、基本計設計・事業者の選定、工事を進めることになると予想されます。滞りなく順調に進めば、何とか現施設建物の耐用年数と同時期に新稼働できると考えております。

一方、先ほども申し上げましたが、住民説明会が大きな課題でありますので。また、ごみ処理施設の整備方針の見直し、再検討も大きな大きな課題でありますので、今後これらの課題を慎重に検討し、事業を推進していく所存でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

説明の時間をなるべくだったら取りたい、早く説明をさせていただき、協議をさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） さっきの予算質疑の中で私の聞いたのが勘違いだったのかどうか、そこのところは分からないんですが。いずれにしても、この11月29日の全協のですよ、し尿処理の要するに整備の基本計画というんですか、基本施策というんですかね、これの1ページには、去年の11月29日までの説明は議会のほうにあったと。12月25日には第5回の検討会がやられたと、そうですね。第6回目のやつは、1月、2月に予定したけども3月になってしまう、しかし年度内には策定したい、こういうことですよ。

それで、その5ページの、この進行表で見ますと、水処理方式、資源化方式というんですか、これについて、おおむねそういう検討が今進んでいると。第6回の検討委員会で、し尿処理方式の決定を図ると、こういうことですよ。その中で、これからどういうふうな検討会であるか分からないけども、先ほど川俣議員の質問に対して、下水道放流方式で今、進め

るようなことを検討していると、こういうふうに答えたというふうに思うんですが、もう一回、確認したいと思います。

○議長（鈴木繁）　ここであらかじめ会議時間の延長を行います。

保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸）　確認をとということでございましたので、もう一度、確認の意味でご説明申し上げます。

前回のときですね資料の中で、中間報告の中で大きな表を入れさせていただいたと思うんです。一番金額がぱっと分かりやすいのが、22ページ、23ページのA3判の表です。河川放流方式については、今までの従来方式ですね、これについては3つの方式を考えてきて、下水道放流については2つの方式を考えています。

実際のところ、一番金額が、コスト的な面だけを考えれば、一番は方式の2番目、下水道放流の助燃剤化、これが一番安いんですけど、経済的に言うと。ですが、皆さんからも堆肥化の要望が非常に大きいということだったので、経済性と環境性を考えた政策的な判断ということから言うと、方式の5番の下水道放流で堆肥化をしていく、ちょっとリスクもありますが、というような方向を検討している。

○議長（鈴木繁）　平塚英教議員。

○10番（平塚英教）　そうしますと、下水道放流方式の方向で進めているということになりますと、前ですね、志鳥のほうで進めますよという、この一般廃棄物処理施設整備事業の、いわゆる、し尿処理部門はその計画からなくなるよということが明確ですね。そこを確認してもらいます。

○議長（鈴木繁）　施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸）　おっしゃるとおりです。先ほどから、いくつかお答えしましたがけれども、この圏域には4つの公共下水道の処理場がございます。そこから、そんなには遠く離れたところでないところから投入をして、下水道で流末の水処理をすることになりますので、志鳥からはですね全ての公共下水道の処分場が遠いということになりますから、この方向でいきますと、し尿については志鳥ではないとい

うことになろうかと思えます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そこでですね、先ほど渋井議員と当局との論議の中でかみ合わないのが、どうしても私も理解できないであったんですが、国土交通省の下水道リノベーション事業というのがあるんですよね。これを渋井議員さんは、これならば2分の1の補助がもらえますよと言うんだけど、下水道を管理しているのは広域行政ではないので、広域行政としては、その下水道の計画まで踏み込みませんよというように言ったかなというふうに思ったんです。だけど、下水道を使って放流をするという方向は進んでいると思うんですよ。その中で私が確認したいのは、下水道管理者は市町でしょう。し尿処理事業は広域行政でしょう。例えば、希釈して下水道に入れる施設はどちらが造るんですかね。これが一番肝心だと思って。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 可能性としては、もちろんいろいろあるんだと思うんです。もう事例はご存じでしょうから、ある市町村さんでは、市が事務委託を受け入れてやっている例も聞きますし、我々のところみたいにこうやって広域でやる例なんかもあるんだと思います。

我々として検討してまいりましたのは、やはりその補助金、経済性ですとか、補助金を確実にもらえるということですね。これまでの計画にかなっているから補助金がもらえるんですけれど、そういう意味からすると、我々、広域施行で施行して、環境省の補助金を確実にいただいてやるというのがよろしいだろうというふうな検討でございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そうですよ。そのいわゆる、し尿処理施設を進めている広域行政としては、環境省の事業として進めてきたわけですからね。当然、一般廃棄物処理についても、いわゆる環境省の補助をもらって進めてきたし、進めたいというふうに思うんですが、下水道リノベーション事業という国交省の補助をもらえば2分の1なんですよね。環境省は3分の1だけだね。それを進めるためには、市と町が、下水道管理者がそういう施設を造

って、なおかつ、そのいわゆる生ごみとか厨芥類も含めて処理をして、酪農関係の敷材に転嫁をして、それを堆肥にすれば、地域に、非常に今、肥料が高かったり、農業は大変な状況にありますから、非常に有効に働くのではないかなというふうには私も思いますが、その点で、そのいわゆる、市と町と広域行政の考え方としては、環境省のですね補助をもらう方向で検討するというので、堆肥化は検討をしたいということで今進めている、こういうことだというふうに考えていいですかね。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 先ほども渋井議員からお話がありましたところです。残念ながら、我々、環境省の補助金のほうを主に考えてまいりましたので、下水道の補助金については深くは分からなくて、いろんな話で聞いている程度のものなんです。おっしゃるとおりで、前にも、先ほども申し上げたとおり、国交省の補助金は、必要性の高いものは2分の1になります。国交省のものというのは、下水道計画とか下水道構想があって下水道計画があって、さらに5年間の社会資本整備総合交付金の計画があって、その補助対象になるものがこの2分の1になっていくというような感じだったと思います。我々がそう聞いている程度のレベルの話では、受入れ設備は下水道のほうで面倒を見てもらえるんだらうけれども、果たして堆肥化の施設とかですね、水処理施設が下水道のほうで持ち出しになるかどうかは、我々ではまだ分からないというところがございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そうは言うものですね、下水道事業は、前の特別会計じゃなくて企業会計というか、独立採算を強く求められて変わったんですよ。だから、いろんな事業をやってお客さんを増やして事業を黒字化しなくちゃならないんですよ。そういうことも含めてね、公共下水道の事業の一環としてし尿処理も受け入れるし、生ごみの事業もやっていますね、それを生かすという方法も検討すべきじゃないのかなと、これは広域行政でいう話じゃなくて、市のほうで言わなくちゃならない話かもしれないけど。そこら辺ところね、我々ももっと勉強してね、有利で、本当に将来に生かせるような方法を検討したいなというふうに思います。

それでね、これまた話があっちに行ったりこっちに行ったり申し訳ないんですが、先ほど

のごみ処理の中でプラスチックの分別処理がね、進んでない県内7市町の2つなんです、これについて川俣組合長はですね、那珂川町でも家電とプラスチック製品に対するイベント回収が10月15日に実施予定になっているとかね、那須烏山市においてもイベント回収、拠点回収の検討をしたいというふうに述べたんですが、これは進んでいるでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） まだ細かい報告まで私もいただいてないのであれですが、イベントのときに、福祉協議会ですかね、そのとき一緒にやらせていただいて、かなりの数のプラスチックが集まったというのと、分別をして持ってきてくださったので、やっていけばこういうことができるのではないかとこののを広めていくことが大切だと思っています。一度やると、そういうことが分かってきたので、月に一度、そういうのがだんだんできるのか、逆に言うと、普通に回収ができるのかと言われたら、できてくるのではないかなというのが、私の中でも、あと担当の、うちのほうではまちづくり課ですけれども、実感としてあったような話を私はいただいています。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） ゼロカーボンシティを高らかに謳っている那須烏山市と那珂川町ですから、県内に先駆けてやるならいいですけども、県内の大半がやっているのに、うちの市と町だけがやっていないというのはね、非常に不本意でございます。そういう意味で、是非ですね組合長、副組合長、それぞれの市と町のトップでございますので、このプラスチック、ビニール類のですね分別収集を進めるようお願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） すいません、一応市町のことになってしまいますが、進めていきたいと思います。要するに、衛生センターとか、そういうところのごみの回収のことなので、両方の市、町が協力しないとできないことなので、足並みをそろえられるよう努力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 是非ですね、ゼロカーボンシティーを高らかに謳っている市と町でございますので、いわゆるごみの混同ではなくて、分別収集、資源化を進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問でございます。

広域行政事務組合のですね、災害対応についてお尋ねをいたします。元旦にですね能登半島地震が発生し、いざというときの行政の危機管理の大切さを改めて思い知らされたところでございます。そこで、このような非常事態に対し、広域行政の危機管理体制はどのようなになっているのか説明を求めます。

また、県の保健医療計画第8期計画では、これは2024年から29年までのものですが、災害分野での対策があるわけなんです、その素案がまとまったという報道がなされております。那須烏山市のですね災害対応の対策についてもお伺いいたします。

さらに、広域消防の災害時のですね対応策、衛生センターの災害時の対応策、広域行政全体の災害時の対応策について説明をいただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 広域行政事務組合の災害対応についての質問にお答えいたします。

まず、那須南病院の対応についてお答えいたします。

那須南病院につきましては、消防災害計画及び火災対策編・防災対策編からなる行動計画により災害に備えております。また、事業継続計画を策定し、不測の事態の発生により医療資源が損傷を受け、通常の診療活動が中断した場合に、残存する能力で優先すべき業務を継続させ、最短期間での復旧できるよう組織体制・事前準備・災害発生の対応ができるよう取組を進めております。

議員ご質問の栃木県保健医療計画第8期計画の災害分野での素案であります、那須南病院は「災害時に拠点となる病院以外の病院」として位置付けられております。「災害時に拠点となる病院以外の病院」については、業務継続計画の策定を含め、平時からの備えを行い、災害発生時には被災状況や診療継続可否等の情報を適正に発信できる体制を整えておくこととされています。那須南病院も事業継続計画により、病院の機能維持、応援受入れ体制、災害指定病院等の他医療機関へのバックアップを迅速に行えるよう日頃から尽力して

おります。また、災害時の医療救護活動の協力体制としまして、LDMAT（ローカルディーマット）の指定や災害医療コーディネーターの配置病院に指定されており、災害時には関係機関と連携ができるよう体制が整備されているところであります。

続いて、消防の対応についてお答えいたします。

消防においては、消防本部が定める警防規程等、これには水防行動計画や各種災害対応マニュアル、業務継続計画などが含まれておりますが、これらに基づき、日々の訓練の実施、災害への備えを行っているところであります。また、消防本部の資器材や人員での対応が困難な場合には、各種応援協定を活用し対応することとしております。

なお、消防施設の職員が被災した場合には、業務継続計画に基づいて、災害対応と並行し業務の継続を図ることとしています。

続いて、保健衛生センターの対応についてお答えいたします。

先ほどの渋井議員の質問でも触れましたが、保健衛生センターにおいては、水害時の浸水等防止計画を策定し、これに基づき浸水防止訓練を実施するなど水害に対する備えを行っております。

他方、地震等の突発的な災害に対しましては、し尿処理施設・ごみ処理施設、ともに新耐震基準の建物であり、平成23年度の東日本大震災のときにも、長期間の焼却停止などの事態に陥ることなく、小規模の修繕のみで済んでいることもあり、計画は策定しておりませんが、緊急連絡網を作成するなど、最小限ではあります。万が一の事態に対応できる体制を整備しているところであります。

また、平成20年3月に、栃木県と災害廃棄物の処理における市町村等相互応援に関する協定を、令和3年に、那須地区・芳賀地区・塩谷地区の各組合と一般廃棄物処理に係る相互支援協定を締結するなど、非常時の支援体制について整備を図っております。

最後に、組合全体でということですが、令和元年度に災害時職員初動マニュアルを策定し、平常時からの備えや災害時における職員の服務などを統一的に定めており、各職員においては、各所属において定められた個別対応マニュアル等に基づき行動するよう規定するとともに、被災状況や対応策等については、事務局総務課において情報を集約することとし、状況に応じ臨機に対応することとしつつも組織的な動きができるよう整備されているところであります。

以上、各所属等において、計画やマニュアル等を整備して対応することとしておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番(平塚英教) ありがとうございます。いろいろとね、それぞれの分野において災害対応マニュアルを策定しているということでございます。しかしですね、広域行政の仕事は、本当に揺り籠から墓場までみたいな感じでね、市民の身近な生活に関わる大きな大事な事務、仕事をしているような行政機関でございまして、忙しいのは重々分かるんですが、やはり日頃の点検とか訓練とか、そういうものを怠りなくやってですね、いざというときには問題が起きないように対処していただきたいと思うんですが、最後にもう一度お願いします。訓練してください。

○議長(鈴木繁) 組合長。

○組合長(川俣純子) ありがとうございます。あの、大きな範囲なので、私1人でもなかなか単純にできません。それぞれの分野に皆さん対応していただいておりますので、それに対応していきたいと思います。ただ、至らない点はいろいろなところで出てくるかもしれませんので、そのときは皆さんからのご助言やアドバイス等をいただきながら、上手に改善できたり、早く対応できるように努めてまいりますので、今後ともご協力、ご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

○10番(平塚英教) ありがとうございます。

○議長(鈴木繁) 10番、平塚英教議員の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和6年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。

お疲れさまでした。

[午後5時10分閉会]